

国立大学協会

# 会報

第 27 号

---

新潟地震を回顧して.....新潟大学

A 事業報告

第33回総会, 役員会, 大学運営協議会常置委員会等  
諸会議議事要録

B 要望書・意見書等

予算その他に関する要望書, 意見書, 会長談話

C 資料

会則, 理事, 監事, 常置委員等選任要領,  
特別会計制度協議会その他関係資料

D その他

昭和 40 年 3 月

# 会 報

(第[27]号)

## 国立大学協会

### 目 次

新潟地震を回顧して ……新潟大学…(1)

#### A 事業報告

1. 役員会及び組織整備特別委員会合同  
会議事要録(昭和39年11月20日)…(6)
2. 役員会議事要録(昭和39年11月20  
日)…(7)
3. 役員会議事要録(第33回総会第1  
日)…(9)
4. 第33回総会議事要録(第1日)…(9)
5. 第33回総会議事要録(第2日)…(14)
6. 第1回事務連絡会議事要録(昭  
和39年11月28日)…(18)
7. 第1常置委員会議事要録(昭和39  
年11月24日)…(19)
8. 第2常置委員会議事要録(昭和40  
年1月25日)…(19)
9. 第3及び第4常置委員会合同会議  
議事要録(昭和39年11月25日)…(21)
10. 第4常置委員会議事要録(昭和39  
年11月25日)…(21)
11. 第5常置委員会議事要録(昭和39  
年11月25日)…(22)
12. 第6常置委員会議事要録(昭和39  
年11月25日)…(22)
13. 科学技術行政特別委員会議事要録  
(昭和39年11月19日)…(23)
14. 科学技術行政特別委員会議事要録  
(昭和39年12月1日)…(23)

15. 科学技術行政特別委員会議事要録  
(昭和39年12月22日)…(24)
16. 理事会議事要録(昭和40年1月29  
日)…(25)
17. 第8回大学運営協議会議事要録  
(昭和39年11月25日)…(27)
18. 第9回大学運営協議会議事要録  
(昭和40年1月29日)…(27)
19. 第2回特別会計制度協議会議事要  
録(昭和40年1月30日)…(28)
20. 諸会合(昭和39年12月～昭和40年  
1月)…(28)

#### B 要望書・意見書等

1. 第33回総会において決議されたも  
の ……(29)
  - A 国立大学の予算について(要望  
書)…(29)
    - (イ) 教官当積算校費の増額につい  
て ……(29)
    - (ロ) 国立学校施設整備費の増額に  
ついて ……(29)
    - (ハ) 学生当積算校費の増額につい  
て ……(30)
  - B 大学院の新設について(要望書)…(30)
  - C 大学院および大学の奨学制度の  
拡充について(要望書)…(31)
  - D 学生定員および教官定員の増減  
について(意見書)…(31)

- |                                                               |                        |
|---------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2. 第33回総会の際の会長談話（記者<br>会見）……………(32)                           | 7. 寄贈図書 ……………(59)      |
| 3. 臨時行政調査会答申の「科学技術<br>行政の改革に関する意見」に対する<br>意見書の提出について……………(32) | 8. 事務所住居表示の変更……………(59) |
| 4. 臨時行政調査会答申の「科学技術<br>行政の改革に関する意見」に対する<br>意見書の送付について……………(35) |                        |

## C 資料

1. 国立大学協会改正会則 ……………(37)
2. 大学運営協議会規程中一部改正 ……(40)
3. 理事及び監事総会互選要領 ……………(40)
4. 国立大学の代表者である常置委員  
会の委員の総会選出要領 ……………(40)
5. 国立大学協会々則第22条第2項第  
2号の委員選任要領 ……………(41)
6. 会費の基準 ……………(41)
7. 国立大学等の施設整備について ……(41)
8. 特別会計制度協議会関係資料 ……(45)
  - (イ) 特別会計制度協議会委員名簿 ……(45)
  - (ロ) 国立学校特別会計法の一部改正  
する法律案要綱 ……………(45)
  - (ハ) 国立学校特別会計法の一部を改  
正する法律 ……………(45)
  - (ニ) 国立学校特別会計法（抄）…………(46)
9. 能研テストと大学入試との関係 ……(52)

## D その他

1. 学長、役員等の異動について ……(56)
2. 大学卒業予定者のための推薦選考  
開始時期等について……………(56)
3. 第66回電波監理審議会聴聞につい  
て……………(58)
4. 罹災大学に対する災害見舞につい  
て……………(58)
5. 会報発行（年4回）予定表 ……(59)
6. 各大学に対する会報配付部数調 ……(59)

# 新潟地震を回顧して

## 新潟大学

### 1. 概況

昭和39年6月16日午後1時2分、突如として大地震の襲来があつて、校舎は大きく揺れ、続々とくる余震に、ただならぬ危機を感じて、大学教職員学生は一斉に校庭に飛び出した。それと同時に火災防止のために、電源・ガス栓および水道栓の閉止等の処置を行なつたが、やがて物凄い爆音とともに黒煙は天を覆い、昭和石油タンクの大火災が遠見された。

大学本部では、直ちに校庭に災害対策本部を設けて、非常事態の対策と地震情報の聴取に乗りだしたわけである。

地震の強度は、震度5といわれ、その規模はマグニチュード7・7で、福井地震の7・3をしのぎ、関東大震災の7・9にほぼ匹敵する最大級のものであると、ラジオ放送が逐一伝えてきた。情報の聴取は、トランジスタ・ラジオが唯一のものであつた。電気・ガス・水道・電話等が全く役立たず、交通機関も全く杜絶したため、市民は不安におののき、トランジスタ・ラジオを肩に右往左往し、津波の襲来を懸念して、高台にある大学の構内に続々つめかけてきた。

災害対策本部は、先ず各部局の被害状況調査と文部省への報告、ならびに折りから出張中の学長・事務局長への連絡を第一にとりあげた。農学部は同じ新潟市内とは言え、信濃川をはさみ約7軒離れているため、情報を知るすべもなかつたが、近接の医学部、同附属病院、教育学部、理学部、教養部、人文学部、商業短期大学部は、巡回して調査したところ人的被害はなく、建物の被害は、比較的軽微なことが判つた。ただ附属病院管理の有壬会館が、地すべりのため相当の被害のあることが判つた。文部省・学長・事務局長への連絡は、いろいろな手段をつくした結果、幸い学友会ラジオクラブのハムによって連絡通信がかなつた。

第一夜は暗闇の中をローソクの下で、塩づけオニギリの炊き出しで飢えをしのぎ、汽車通勤者等

は全部帰宅不可能で、家庭を案じながら大学に籠城しなければならなかつた。そのうちに、信濃川の対岸にある教育学部学生の寄宿舎好風寮が、大きな被害をうけているとの情報が入つた。

翌17日からは、被害軽微の職員の出勤を待つて教職員住居の被害状況調査にも着手し、大きな被害のあつた者に対する応急対策にも乗り出した。

6月18日出張中の学長、事務局長相ついで帰学し、緊急新潟地区学部長会議を開き、学生の授業、罹災教職員、学生の対策等当面の災害対策について協議を行なつた。

以下被害状況、教職員、学生の状況、大学のつた措置、活動状況等説明いたしたい。

なお、特に医学部附属病院と農学部は、県・市の対策本部の救援活動に、大きく協力して一般市民の深い感謝をうけたところもあつたので、その活動状況等については、別に項を設けて述べることにしたい。

### 2. 大学の被害状況

建物・工作物・土地関係・設備関係と相当の被害があつたが、教育学部学生寄宿舎好風寮および有壬会館が特にひどかつた。また、農学部附属新潟農場の土地陥没による被害も大きな痛手となつた。これが復旧費は、大体建物関係6,700余万円、工作物関係700余万円、土地関係1,200万円、設備関係400万円、総計9,000余万円を要することとなつた。

#### (1) 教育学部学生寄宿舎好風寮

好風寮は、信濃川東岸にあり、敷地1,284坪建物504坪で、収容定員127名のところ収容現在員は118名であつた。この敷地は北東から南西にかけて地割れ湧水があり、このため建物は沈下傾斜し、使用は困難となり、改築の必要にせまられた。

#### (2) 有壬会館

敷地は高台にあるが、南側が地盤沈下によって傾斜し、建物も傾斜半壊の状況になつた。がけ崩れのため隣接民家に接触し危険であり、降雨によって更に大きく崩れるおそれが生じた。

### 3. 授業の措置

地震の直後、新潟地区の各学部・教養部は、とりあえず同日午後以降の授業を取り止め、6月18



日の緊急学部長会議において新潟地区各学部教養部は、6月27日（土）までを臨時休業とし、6月29日（月）から授業を再開する方針を決定した。

その後、学内外の復興状況および各学部ごとの事情を考慮するとき、授業再開の期日を変更するのやむを得ないものがあり、6月27日学部長会議を開き、協議の結果、授業再開について次のとおり措置したが、臨時休業により学生の学力低下をきたさないよう夏期休業の短縮を行なうほか、補講等により遺憾のないよう取り計らった。

なお、商業短期大学部においては、6月27日まで臨時休業のところ、6月29日以降夏期休業まで引き続き休業とし、8月20日から授業を繰り上げて開始した。

学部	区分	6月29日以後 夏期休業まで	夏期休業短縮 授業開始日
人文学部		休業	8月20日
教育学部		授業実施	8月24日
理学部		休業	8月20日
医学部		授業実施	9月3日
農学部		授業実施	8月24日
教養部		休業	8月20日

（注）長岡市所在の工学部および教育学部長岡、高田両分校は、被害少なく、平常どおり授業を実施した。

#### 4. 教職員関係の罹災状況

教育学部職員の家族2名が、土砂くずれのため家屋の下敷きとなって死去するという痛ましい事態があったが、職員の住居などでは、次のような被害であった。

被害状況	罹災教職員数
家屋全壊（全焼，倒壊寸前を含む）	13名
同 半壊（傾斜，陥没を含む）	191名
床上浸水	112名
床下浸水	81名
軽微	26名
合計	423名

#### 5. 学生関係の罹災状況

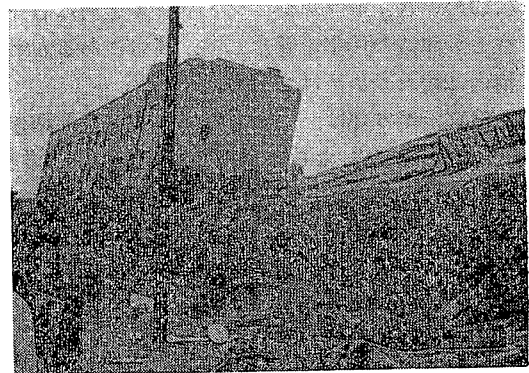
学生関係の罹災状況調査に着手したが、混乱時のため不明のもの多く、また住居食糧事情等から

帰省したものなどもあって困難をきわめたが、調査の結果、大体次のように判明した。

被害状況	罹災学生数
自宅全焼，全壊	7名
同 半壊，一部損傷	59名
同 床上，床下浸水	100名
下宿・間借宅全焼，全壊	15名
同 半壊，一部損傷	34名
同 床上，床下浸水	88名
合計	303名



本学職員の全壊住居（新潟市小針）



本学教官18世帯居住の団地の被害状況（川岸町県営アパート）

#### 6. 教職員の出勤状況

災害一週間後の6月22日現在で、新潟地区在勤職員について調査したところ、現在員数1,626名のうち出勤できない状況にある者108名があり、その内訳は次のとおりとなっている。

区 分	人 数
住居滅失または破壊のため	31 名
住居浸水のため	44 名
災害による交通困難のため	14 名
病気のため	5 名
その他	14 名
合 計	108 名

## 7. 学内の救援活動・処置

### (1) 教職員関係に対する救援活動・処置

(イ) 災害直後、罹災調査を行ない、現住居に居住困難なもの19世帯に対し、本学施設に収容の処置をとった。本学以外の施設・知人宅等に避難している職員77世帯に対しては、緊急に住宅対策を講じてやる必要があり、文部省に宿舍設置を求めたところ、特別の配慮によりコンクリート・プレハブ住宅24戸を農学部構内に設置が認められ、目下盛んに工事中で、昭和40年3月末までに竣工の予定となっている。

### (ロ) 共済組合関係の給付金等

#### A 災害見舞金

新潟地区在勤職員の25%にのぼる罹災者があったが、これが調査は非常な困難を伴った。道路が亀裂浸水のため、作業服・長靴にリュックサックを背負い、晴雨にかかわらず、水準器、巻尺、懐中電灯の携行で連日出動し、水道管が破裂のため水がでず、ジュース・サイダー持参で市内地図片手に歩き廻ったのであった。

災害見舞金給付状況は次のとおりとなっている。

給 付 額	該当職員数
本 俸 3 カ 月 分	7 名
同 2.5 カ 月 分	8 名
同 2 カ 月 分	21 名
同 1.5 カ 月 分	15 名
同 1 カ 月 分	92 名
同 0.5 カ 月 分	149 名
合 計	292 名

#### B 災害貸付金および住宅貸付金

地震による災害貸付金および住宅貸付金は、次のとおりである。

災害貸付金	198件	3,149万円
住宅貸付金	25件	1,275万円
計	223件	4,424万円

### (2) 学生関係に対する救援活動・処置

(イ) 被災学生に対する地震見舞金の支給被災学生の窮状を察し、新潟大学奨学金のうちから見舞金支給の措置を考慮し、奨学金貸与規程の一部改正を行ない、次のとおり支給した。

A 自宅の全壊全焼見舞金	(1人当たり1万円宛)	26名
B 下宿(間借)の全壊全焼見舞金	(1人当たり5,000円宛)	22名
C 自宅の半壊半焼見舞金	(1人当たり2,000円宛)	86名
合 計	134名	542,000円

### (ロ) 被災学生の日本育英会奨学生希望者

地震被害を受けた学生で、日本育英会の奨学生を希望する者が、次のとおり申し込みをした。

A 一般奨学生	24名
B 教育奨学生	15名
合 計	39名

### (ハ) 被災学生の授業料および寄宿料免除

被災学生に対し、次のとおり授業料および寄宿料の免除を実施した。

A 第2期授業料全額免除	69名
B 第2期授業料半額免除	95名
C 寄宿料免除	123名

## 8. 学外に対する救援活動・処置

業務の関係から医学部附属病院が、地域的關係から農学部が、それぞれ県・市当局の救援活動に積極的に協力し、また学生諸君のうちに寝食を忘れて献身的に救援活動に従事した者もあり、県・市当局ならびに市民の感謝のままととなった。以下その概略を述べたい。

### (1) 医学部附属病院の救援活動と処置

災害当日の外来患者は947名があり、入院患者は623名であったが、平常どおり診療を行ない、別に罹災救急患者の受入体制を協議し、準備に万全を期した。

手術部は、緊急手術を除き一般手術を休止しなければならなかったが、6月29日から平常業務に復した。中央材料部は、当初既消毒の手持品で間に合わせたが、6月21日から漸く平常業務に復することができた。また中央検査部は6月23日から、薬剤部は6月30日から、患者給食は6月19日から、汽缶場は6月21日から、それぞれ平常業務に復することができたが、最も困窮したのは水の確保であった。

6月17・18日の両日には、被災した桑名病院、臨港病院、健保病院、古沢病院の患者68名（附添人等約50名）を収容し、19日には済生会病院患者31名（附添人等23名）を収容して治療に当り、その他市内の診療機関の混乱による救急患者の引き受け、一般傷病者の治療などに積極的に当るとともに、日本赤十字新潟支部の要請にもとづき、被災者収容所の救護のため、内科系医師、医学部学生、助産婦学校学生をもって救護班を編成し、延156名を派遣した。

また別に新潟県救護対策本部の要請にもとづき、救護班三組を編成して藤見中学校、栄小学校、湊小学校の各収容所に6月30日までの間、延139名を夜間勤務に派遣して、総計905名の患者の診療につとめた。

さらにまた、新潟日報社と医学部長の協議のもとに計画された新大日報診療団にも、6日間にわたり医師を派遣して救急治療に協力した。

以上のような救護活動における職員の動員数は、延1,751名にのぼった。

特記したいことは、水の不足した悩みであるが、県の災害対策本部に交渉し、給水車で1日約20屯ほどの給水をうけた。しかしこれは、平常使用量の2パーセントにしか過ぎず、やむを得ず医学部構内所在の脳研井戸から1日約10屯ほどの供給をうけて、漸く最少限の用水を確保した。

## (2) 農学部のとった救援活動と処置

本学農学部は、市の中心部から約7軒ほど離れた地点にあり、大被害をうけた昭和石油から近いために、罹災避難者が殺到し、ために収容施設として、解放せざるを得ない事情に立ち至った。学部長はじめ関係者は、臨機の処置をも

って教室、事務室、会議室、講堂、図書閲覧室、各廊下、学生ホールなど、いずれも立錫の余地がないほどまでに収容された罹災者に適宜の対策を立てて、不眠不休の活動をつづけ、いささかも支障ないまでに統制と援助を行なったのであった。

即ち罹災者名簿の作製、見舞客の連絡、給水給食、物資配給、病人の管理等一切にわたって6月20日市役所職員の管理業務が開始されるまで、教職員学生が献身的につとめた。

罹災収容者の数は次のとおりであった。

6月16日現在	約 550名
6月17日から20日まで	約 3,000名
6月24日現在	約 2,000名
6月25日現在	約 1,700名
6月26日現在	約 1,560名

6月27日には収容者のうち約1,000名を日赤センターに移し、6月29日は260名、6月30日は220名と減じ、かくて学生の授業は、予定どおり6月29日から再開されたものである。

## (3) 学友会ラジオクラブの活動

地震当初東京方面へ報道を行ったのは、学友会ラジオクラブであり、また農学部は電話の不通、浸水、交通制限で他の地区からの連絡が不可能であったが、学友会ラジオクラブが献身的に日夜協力して活動し、これによって市の対策本部および本学との連絡を行なったほか、罹災者の給食、救急患者の処置、その他一切の通信に、寝食を忘れて尽くしたものである。

## (4) 救援活動に協力し動員された学生数

区 分	期 間	延人員	救 援 場 所
新潟地区各学部学生	6月21日から6月27日まで	954	{市内(給水、物資の整理および配給)日本赤十字}
医学部	同	495	{日本赤十字、各診療所、附属病院、県医療班}市内災新大日報診療団}害個所
農学部	同	360	{農学部内の避難民の救援など}
学友会ラジオクラブ	同	122	{東京都、市内日赤、農学部相互間のハムによる連絡通信}
計		1,931	

## 9. むすび

有為転変の世にしあれば、という言葉があるが、新潟地震に際会し、まのあたり大地の割れを見、泥水につかり、家屋の倒壊を目にした我々新潟市民にとっては、いまにして感慨深いものがある。そして日本全国各地から、続々と温い励ましのお言葉を頂き、涙ぐましいまでに救援の手を差し伸べて頂いたことも、肝に銘じて忘れられないことである。

特に文部省をはじめ、各国立大学の教職員から多額の見舞金を賜わり、罹災教職員・学生の復興

の資に加えることができたことを、衷心から感謝している。

新潟市民もよく頑張った。あの当時、毎日毎日、泥水をかきわけ、スコップを握って復興に励んだものであったが、いまも盛んに槌音高く建設譜はかなでられている。

この天災の痛手は、どこまで続くか判らないが、今後また、どこかでこのような災害発生の場合の参考までにと、いささか筆をとった次第である。

(文責 新潟大学庶務課長 石坂一造)

# A 事 業 報 告

## 1. 役員会及び組織整備特別 委員会合同会議議事要録

日 時 昭和39年11月20日（金）午前10時  
場 所 東京大学大講堂北側会議室  
出席者 大河内会長，杉野目副会長，加茂，黒  
沢（特別委員会委員長），三輪，石橋，  
渡辺，篠原，赤堀，小牧，赤木，遠城  
寺，本田各理事，増田，柚木各監事，  
長谷川，高坂各常置委員会委員長，藤  
野，三浦各特別委員会委員  
雄川，田上各専門委員

大河内会長主宰の下に開会

開会に当たり会長から，会則改正の手続きとして，ことの重要性にかんがみ，組織整備特別委員会で得られた案を役員会に諮ったうえ，総会に附議すべきものであるが，その間の審議をより実質的なものとするために，特別委員会における最終審議の段階でこれに各役員も参加願うことがより適切な措置であると考え，本日ご参集願ったものである旨の挨拶があった。

ついで，黒沢組織整備特別委員会委員長から，前総会の際了承を得た日程に従い，9月15日を締切りとして組織整備方針案に対する各大学の意見を求め，同月17，18両日の小委員，専門委員合同会議で，これらの意見に基づいて会則の改正案を作成，25日の特別委員会において本案を原案どおり承認のうえ，各大学へ配付し，その意見を求めることに了承された（会報第26号19頁参照）。同時にその後の審議日程もその際併せて了承されたので，10月31日を期限として各大学に前記会則改正案について意見を求めたところ，72大学中，回答を寄せられたもの54大学（未回答18大学），うち原案に賛成のもの34大学，意見があるもの20大学であった。よって去る11月6日小委員と専門委員の合同会議を開き，寄せられた意見について慎

重に検討の結果，会則改正案に対する小委員会の修正案を得たものである。なお，その際，国立大学教員である常置委員会委員の選任要領，国立大学の代表者である常置委員会委員の選出要領ならびに理事および監事の互選要領についても併せて検討し案を作成したので，ご審議願いたい旨の報告があった。

なお，未回答の18大学のうち，横浜国立大学，東京学芸大学および滋賀大学の3学長から，回答はしていないが，それぞれ原案に異議はない旨の弁明があったのち事務局長から，未回答の大学に対しては再度照会しており，従来のこの種の回答例から推測して，未回答の大学は特別の意見がないものと考えられる旨の見解が述べられ，了承された。よって，修正案の審議に入り，まず，雄川専門委員から各大学提出の意見を紹介して，これに基づく修正点等につき各条項ごとに詳細な説明が行なわれ，さらに，これに対して次のような質疑応答があった。

- 教員である常置委員会委員等の選任については，選任要領を総会で定めて置くことがよいと思う。
- 総会と理事会の裁決方法が異なる理由を伺いたい。

協会の最高機関である総会には，議長といえども大学の代表者としての表決権があるのがよいと考えた。したがって，可否同数の場合には，議長に裁決権を与えず，否決という形にすることがよいとの考えである。一方理事会は協会の執行機関であり，委員もそれぞれの大学の代表者ということで選ばれているものではないので，一般の合議体にならって議長に裁決権を与えたものである。

- 教員である常置委員会の委員が，委員長となり理事会等に参画する可能性を有することは，本協会が国立大学を会員として組織され，その代表者をもって構成されていると考えられる点からみてどうか。

## 9. むすび

有為転変の世にしあれば、という言葉があるが、新潟地震に際会し、まのあたり大地の割れを見、泥水につかり、家屋の倒壊を目にした我々新潟市民にとっては、いまにして感慨深いものがある。そして日本全国各地から、続々と温い励ましのお言葉を頂き、涙ぐましいまでに救援の手を差し伸べて頂いたことも、肝に銘じて忘れられないことである。

特に文部省をはじめ、各国立大学の教職員から多額の見舞金を賜わり、罹災教職員・学生の復興

の資に加えることができたことを、衷心から感謝している。

新潟市民もよく頑張った。あの当時、毎日毎日、泥水をかきわけ、スコップを握って復興に励んだものであったが、いまも盛んに槌音高く建設譜はかなでられている。

この天災の痛手は、どこまで続くか判らないが、今後また、どこかでこのような災害発生の場合の参考までにと、いささか筆をとった次第である。

(文責 新潟大学庶務課長 石坂一造)

# A 事業報告

## 1. 役員会及び組織整備特別委員会合同会議議事要録

日時 昭和39年11月20日(金)午前10時  
場所 東京大学大講堂北側会議室  
出席者 大河内会長, 杉野目副会長, 加茂, 黒沢(特別委員会委員長), 三輪, 石橋, 渡辺, 篠原, 赤堀, 小牧, 赤木, 遠城寺, 本田各理事, 増田, 柚木各監事, 長谷川, 高坂各常置委員会委員長, 藤野, 三浦各特別委員会委員  
雄川, 田上各専門委員

大河内会長主宰の下に開会

開会に当たり会長から、会則改正の手続きとしては、この重要性にかんがみ、組織整備特別委員会で得られた案を役員会に諮ったうえ、総会に附議すべきものであるが、その間の審議をより実質的なものとするために、特別委員会における最終審議の段階でこれに各役員も参加願うことがより適切な措置であると考え、本日ご参集願ったものである旨の挨拶があった。

ついで、黒沢組織整備特別委員会委員長から、前総会の了解承を得た日程に従い、9月15日を締切りとして組織整備方針案に対する各大学の意見を求め、同月17、18両日の小委員、専門委員合同会議で、これらの意見に基づいて会則の改正案を作成、25日の特別委員会において本案を原案どおり承認のうえ、各大学へ配付し、その意見を求めることに了承された(会報第26号19頁参照)。同時にその後の審議日程もその際併せて了承されたので、10月31日を期限として各大学に前記会則改正案について意見を求めたところ、72大学中、回答を寄せられたもの54大学(未回答18大学)、うち原案に賛成のもの34大学、意見があるもの20大学であった。よって去る11月6日小委員と専門委員の合同会議を開き、寄せられた意見について慎

重に検討の結果、会則改正案に対する小委員会の修正案を得たものである。なお、その際、国立大学教員である常置委員会委員の選任要領、国立大学の代表者である常置委員会委員の選出要領ならびに理事および監事の互選要領についても併せて検討し案を作成したので、ご審議願いたい旨の報告があった。

なお、未回答の18大学のうち、横浜国立大学、東京学芸大学および滋賀大学の3学長から、回答はしていないが、それぞれ原案に異議はない旨の弁明があったのち事務局長から、未回答の大学に対しては再度照会しており、従来のこの種の回答例から推測して、未回答の大学は特別の意見がないものと考えられる旨の見解が述べられ、了承された。よって、修正案の審議に入り、まず、雄川専門委員から各大学提出の意見を紹介して、これに基づく修正点等につき各条項ごとに詳細な説明が行なわれ、さらに、これに対して次のような質疑応答があった。

- 教員である常置委員会委員等の選任については、選任要領を総会で定めて置くことがよいと思う。
- 総会と理事会の裁決方法が異なる理由を伺いたい。

協会の最高機関である総会には、議長といえども大学の代表者としての表決権があるのがよいと考えた。したがって、可否同数の場合には、議長に裁決権を与えず、否決という形にすることがよいとの考えである。一方理事会は協会の執行機関であり、委員もそれぞれの大学の代表者ということで選ばれているものではないので、一般の合議体にならって議長に裁決権を与えたものである。

- 教員である常置委員会の委員が、委員長となり理事会等に参画する可能性を有することは、本協会が国立大学を会員として組織され、その代表者をもって構成されていると考えられる点からみてどうか。

協会が、従来は学長だけの会であるとの批判があったことに端を発して体質改善の問題が起り、今回の会則改正となった経緯にかんがみ、教員を加えることが体質改善の一つの柱になっている。委員として常置委員会に加わる以上、大学の代表者である委員と同じ権限を与えるのが妥当であると考えた。事実上委員長に選任されるようなことはないであろうが、委員長への道を正面から閉じようような規定にすることは適当でないと思う。また、委員長に選任されたとしても、それは委員会が適当であると認めて選任した結果であろうから、それはそれでよいと思う。

○ 第28条による教員の意見陳述が、大学運営協議会に回付される可能性が考えられるが、それが紛争にからむ場合を考えると問題があると思うがどうか。

一般的な管理運営の問題について教員から意見の陳述がある場合も想像されるが、紛争が持ち込まれることは好ましくない。なお大学運営協議会が委員会の中に含まれるか否かについては、名称上からも、また、項が別であり、会則とは別に運営協議会の規則が定められていることから委員会には含まれないものと解している。

○ 教員の意見陳述は、文書でと規定されているが、口頭ということに修正できないか。

委員会を常時開催することが不可能のことと、遠近陳述者の衝平とを考慮すると、口頭とすることは運営上困難な点がある。なお、陳述者は大学教官であるから文書のみで十分意を尽くしうるものと考えられるうえ、文書で意見を述べる形が大学教官としての陳述にふさわしいものと思う。

以上の質疑応答の後、総会附議事項（国立大学の代表者である委員、および教員である委員の選出（選任）要領ならびに理事および監事の互選要領）について審議の結果、原案の一部を修正のうえ承認された。

ついで、再度会則改正案の審議に入ったが、特に教員である常置委員会委員の権限について論議があり、一部修正の意見が出されたが、この段階で重要な修正を行なうことは、本案起草に至る経緯手続にかんがみ、組織整備特別委員会の権限外のことと考えられるので、意見のある点は総会で

検討すべきであろうということになり、会則改正案については、小委員会提案どおりとし、これを総会に提出することに承認された。

なお、改正会則の施行期日については、改正会則による理事、委員等の選出等の手続に時間を要するのと、会計等の点を考慮して、昭和40年4月1日の新年度から施行することに承認された。

## 2. 役員会議事要録

日時 昭和39年11月20日（金）午後3時30分

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 大河内会長、杉野目副会長、加茂、黒沢、三輪、石橋、渡辺、篠原、赤堀、小牧、赤木、遠城寺、本田各理事、増田、柚木各監事、長谷川第2常置委員会委員長、高坂第7常置委員会委員長  
大河内会長主宰の下に開会

### 1. 教員養成のための教育課程基準案に対する当協会の意見について

会長から、前回の役員会でご審議願った標記意見については、9月1日付をもって別記（会報第26号35頁参照）のとおり教育職員養成審議会に対し回答した旨報告された。

### 2. 欠員不補充について

会長から、このことについては前回の役員会で状況の推移をみて臨機対処することに了承されていたが、一応別掲（会報第26号36頁参照）のとおり要望書を作成のうえ、関係方面と折衝を重ねてきた。その結果、現段階においては教官についての実質的な面の心配は一応解消したものとみられる旨の報告があった。

### 3. 科学技術行政の改革に関する意見について

会長から、標記に対する当協会の措置としては臨時行政調査会における答申案検討の段階において、同調査会長あてに意見書を提出し折衝を重ねてきたが、去る9月29日の同調査会の答申によれば、原案に対して多少の修正は加えられているものの、根本において当協会意見書の趣旨はとり入れられていなかった。よって、科学技術行政特別委員会の小委員会において検討のうえ、とりあえず別掲（会報第26号35頁参照）の要望書を作成し



て政府関係方面へ申し入れるとともに種々懇談した。その結果、今後の事態の推移に対応するためには、さらに具体的な案を提示する必要があると判断されるに至ったので、特別委員会において慎重に検討し、前記答申に対する当協会の意見(案)をまとめた。よってご審議願いたい旨を述べ、同案についての説明が専門委員から行なわれた。

(会長所用のため退席し、本田理事議長となる)

この説明に対して、

- (1) この案によれば科学技術振興の政策委員会と併立して学術振興のための政策委員会を置く構想がたてられているが、後者は学術研究をコントロールすることになる恐れがあり、今の段階でその構想は適当といえない。
- (2) 政策委員会とすることは適当ではない。「政策」を削るべきである。
- (3) 学術振興のための委員会を、総理府に設置するか、文部省とすべきか等設置箇所にも問題がある。
- (4) 委員会の基本方針、権限等についてもむずかしい問題がある。
- (5) 科学技術と学術との間の連けい策についてはもっと具体的に述べる必要があるであろう。等の意見が述べられた。これらの意見は案の基本的構想に関係するところが大きく、しかもこのように議論が多いものを総会に提案すべきか否かについて意見の交換がなされた。その結果、本件は総会において、今日までの経過を報告するとともに、意見(案)についてはさらに検討を加えることになった。なお、客観情勢の変化に対応する臨機の措置(意見案の作成及びその措置等)については役員会と特別委員会に一任されたい旨を総会に提案することに併せて了承された。

#### 4. 国立学校施設整備費について

鶴田協会事務局長から、標記については例年当協会において資料を作成し各学長にもご協力願って、予算獲得のため関係方面に働きかけて頂いたが、本年も各学長からそれぞれの地区選出の国会議員その他関係者にしかるべくお手配願いたい。なお、そのための議員名簿等については目下準備中である旨報告があった。

#### 5. 大学設置審議会委員について

鶴田協会事務局長から、標記委員については次のとおり発令された旨の報告があった。

東京芸術大学長 小塚 新一郎  
山梨大学長 福田 邦三

#### 6. 会費増額について

鶴田協会事務局長から、協会の事業量も年々増加し、所要経費も増額を余儀なくされているが、来年度からは会議開催回数の増加、会報の増刷等に伴ない相当の経費増が予想されるので、来年度予算額を増額することをお認め願いたい。なお、会費算定の方法は従来年ごとの必要経費をそのつど学部割と前々年度の決算額比により按分して各大学の会費をきめてきたが、予算編成のありかたからも、この際会費算定の基準(別掲41頁参照)を定め、今後はその基準により自動的に年々の会費が算定できるようにしたい旨を述べ、さらに、会費基準額算定の基礎およびこれに基づき試算された40年度の会費について詳細な説明があった。これに対して特に異議はなく、原案どおり総会に提案することに了承された。

#### 7. 国立大学協会事務室の建設について

鶴田協会事務局長から、前回の役員会の際ご了承をいただいた学士会分館に協会事務室を増築することについては、その後検討の結果小会議等の開催も可能なものとするため学士会分館とは別建として坪数も増すことに設計変更をした。なお、この変更のため、さらに200万円程度の経費が必要となるので、寄附金募集について協力方をお願いしたい旨の依頼があった。

#### 8. 総会の際の新聞発表について

鶴田協会事務局長から「科学技術行政の改革に関する意見」に対する当協会の意見書は、先刻の協議により保留された形となったが、総会の際の記者会見に当たっては、会長談話等の形でなんらかの意思表示をする必要があるとの意見が述べられた。

9. 当協会への要望書等の取り扱いについて  
標記については、それぞれ次のとおり各委員会へ附託することとした。

件名	附託委員会名
高等専門学校卒業者の大学 へ編入学することについて	

(国立高等専門学校協会) 学生相談全国組織結成に關するお願い(学生相談全国組織準備会)	第2 常置委員会
要望書の提出について(国立九大学法・経・商・経営学部長会議)	第3 常置委員会
要望書(東北地区国立大学長会議)	第6 常置委員会
教員養成制度, 大学入学志願者急増対策についての要望書(日本教職員組合)	第6 常置委員会
「雇用難と大学制度の調整についての要望」建議について(関西経営者協会)	第7 常置委員会 学生急増対策特別委員会

### 3. 役員会議事要録(第33回 総会第1日)

日 時 昭和39年11月26日(木) 午前9時30分  
場 所 教育会館2階会議室  
出席者 会長, 兩副会長, 各理事, 兩監事, 各常置委員会委員長  
大河内会長主宰の下に開会

#### 1. 議事日程について

会長から, 第33回総会の議事日程について説明があり, 承認された。

#### 2. 大学の代表者である各常置委員会委員の定数について

会長から, 標記委員の定数については従来各委員会ごとに凸凹があり, 特に定まっていなかったが, この際その定数を定めて置くことが, 4月以降の新体制の下における各常置委員会の運営上好ましいので, 1案として, 第1から第6までの各常置委員会の委員の定数を10名, 第7常置委員会は9名とすることではいかがか, との提案があり, 鶴田協会事務局長から補足説明があったのち原案どおり総会に提案することに了承された。

#### 3. 要望書について

会長から, 総会に要望書を提案される予定をお持ちの委員会については, その報告を日程の初めの方に予定して置きたいので, あらかじめ伺いた

い旨を述べ, 第3, 第5, 第6および第7の各常置委員会委員長から, 要望書を提案する予定である旨の申し出があった。

#### 4. 記者会見について

会長から, 明日午後4時半から副会長および必要に応じて関係のある常置委員会(特別委員会)委員長を加えて記者会見をする予定であるが, その際簡単な会長談話を印刷して配付するとともに口頭で補足することにした。なお, 会長談話の内容は会則改正について, その建前とこれによって協会が自主的な組織を整えたこと, 科学技術行政の改革に関する臨時行政調査会の答申については, 学術と科学技術の連けいの重要さは認めているが, 学術を科学技術行政のもとに規制されることは好ましくない旨の趣旨を述べることとしたことの説明があり, 了承された。

#### 5. その他

会長から, 去る11月20日組織整備特別委員会と役員会の合同会議で会則改正案の審議をお願いした際, 教員である常置委員会の委員が委員長になりうる可能性があることは好ましくないとの意見もあったが, 本案がここに至るまでの経緯と審議の段階とを考えると, この時点で議論が組織整備方針の基本にまでさかのぼるようでは, 本会則改正のとりまとめは不可能になると思われる。したがって, 会則改正の審議に当たってはしかるべくご配慮をお願いしたい旨を述べ, 黒沢組織整備特別委員会委員長からも同様の発言があった。これに対して各役員の間で種々意見の交換が行なわれた。

### 4. 第33回総会議事要録 (第1日)

日 時 昭和39年11月26日(木) 午前10時  
場 所 教育会館大会議室  
出席者 各国立大学長  
大河内会長議長席につき開会

#### 1. 議事日程について

会長から, 本総会の議事日程について説明があり, 原案どおり承認された。

#### 2. 会務報告

- (1) 会長から、前総会以後における学長の交替について次のとおり紹介された。

大学名	新学長	旧学長
宇都宮大学	大政 正隆	萩原 雄祐

ついで伊藤新潟大学学長から、過日の新潟地震の見舞に対して謝辞が述べられた。

- (2) 要望書等の提出について

標記につき、会長から次のとおり報告があった。

- (イ) 前総会決議によるもの(会報第26号28頁)

前回の総会で決議された学生急増対策についての要望書および国立大学教官の給与改善についての意見書は、前回総会終了の当日杉野目副会長、本田理事と同道し、灘尾文部大臣あて提出したほか、その後田中大蔵大臣、佐藤人事院総裁、衆議院久野文教委員長、参議院野本文教委員長、その他関係方面に提出し、懇談要望した。

- (ロ) 臨時行政調査会の科学技術行政に関する答申について

臨時行政調査会の科学技術行政の改革に関する件については、前総会の際中間報告をしたが、その後の経過についても問題の重要性にかんがみ、2回にわたりそのつど書面(会報第26号23頁参照)で報告をしているが、改めて科学技術行政特別委員会の設置(会報第26号20頁参照)と意見書要望書(会報第26号35頁参照)の提出について事後承認をお願いしたい。なお、本件の緊急性と重要性を考慮し、去る11月18日科学技術行政小委員会、翌19日同特別委員会を開催し、また、20日開催の役員会にも諮り当協会としての今後の方針および具体策等について慎重に協議を重ねている。詳細については後刻本田委員長から報告される予定である。

- (ハ) 欠員不補充について

去る9月4日の閣議で決定された公務員の欠員不補充の問題については、既に文書でお知らせしたとおり、第6常置委員会および役員会に諮り国立大学の特質と実情を述べて研究教育に従事する国立大学の教職員に対する適用の除外方と併せて来年度予算の定員の抑

制についての緩和方を関係方面にそれぞれ要望し、ある程度の効果をおさめることができたものと考えているが、要望書(会報第26号36頁参照)の提出については、事後承認をお願いしたい。なお、本件についても後刻黒沢第6常置委員会委員長から報告があるはずである。

- (ニ) 教員養成のための教育課程の基準の案について

教育職員養成審議会から照会があった教員養成のための教育課程の基準の案に対する当協会の意見書(会報第26号35頁参照)を、9月2日第1、第2、第7各常置委員会の合同会議および9月25日の役員会に諮り、同審議会に提出した。このことについてもさきに書面をもってお知らせしたが、この際承認をお願いしたい。なお、詳しくは本田委員長から報告されるはずである。

- (3) 国立大学協会の組織整備について

会長から、当協会の組織整備については後刻黒沢委員長から経過についての報告があるものと思うが、組織整備特別委員会の会則等改正案について、11月20日役員会に諮り、本総会に原案を提案する運びとなったので、本日はこれについてご審議を願う予定である。

- (4) 特別会計制度協議会について

会長から、特別会計制度については、その実施後においても、常時実施の結果について検討し、改善をはかり、進んで大学財政確立の方策を研究する必要があるということで、文部省との間に、特別会計制度協議会が設置されたのであるが、その第1回会合を、去る9月31日開催し、議長および議長代理を選出のうえ、同協議会の今後の運営方針ならびに国立学校特別会計制度の改善および運営上の問題点等当面の問題について種々協議を行なった。その経過については書面をもってお知らせしてあるが、会報(第26号24頁参照)によってご了承願いたい旨の報告があった。

- (5) 国立大学等施設整備について

会長から、10月22日開催の第6常置委員会および11月20日の役員会の決定により、例年どお

り今年当協会において「国立大学等の施設整備について」の調査書（別掲41頁参照）を作成した。この調査書は新聞発表をするとともに、各大学においてその地方選出の国会議員あるいは関係各方面に配付し、国立大学施設整備費の増額の資料として活用されるようお願いしたい旨の報告ならびに要請があった。

#### (6) 事務連絡会について

会長から、各大学と当協会との事務連絡を一層密にするために、9月25日開催の役員会において、今後必要に応じ事務連絡会議を開くことに協議された。一案として総会に各大学の事務局長を同伴してはとの意見もあったが、一応別個に開くこととし、その第1回会議を明後28日に開催することになり、さきに書面をもって出席方をお願いした。本会開催の趣旨をご了承のうえ、協力願いたい旨が述べられた。

#### (7) 事務室建築について

会長から、当協会は従来東京大学大講堂の一部を借用してその事務をとってきたが、会務の増大に伴いよいよ狭隘となり、協会としての活動にも支障をきたしているので、学士会分館の横に専用の事務室を建築するよう役員会にも諮って募金し計画中である旨の報告があった。

#### (8) 会報の発行および増刷について

会長から、今回会報第26号を発行してお手もとに配付したので、ご覧願いたい。なお、会報については前総会の際種々ご要望もあったことから、とりあえず先般の役員会に諮り、今回は約4倍に増刷して、各大学にお送りする予定である。編集の方法等についても漸次改善していきたいので、ご指示願いたい旨の報告があった。以上いずれも了承された。

### 3. 大学運営協議会報告

大河内大学運営協議会委員長から次のとおり報告があった。

大学運営協議会については、前総会以後7月10日問題点検討小委員会、翌11日同専門委員会、10月14日専門委員会、11月20日小委員会、11月25日第8回運営協議会を開催し、さきに選定された大学管理運営の問題点に従って検討を進めてきた。また、9月25日役員会開催の際、臨時に運営協議

会を開き、欠員となっていた第1常置委員会委員長交替に伴う補充として、都崎茨城大学長を小委員にお願いすることとした。

問題点の審議に当たっては、さきに当協会において作成した「大学管理運営に関する中間報告」の当時との、社会環境の変化と最近の学問の進歩を考慮することとし、目下原則論について大綱の討議を終わり、専門委員のまとめたものを検討している。一方制度論についても論議を進めている段階である。運営協議会としては、以上のような常時の仕事のほかは格別ご報告申しあげることはないが、教員養成関係の大学、学部、管理運営について文部省との間に問題があるが、そのことについては、後刻第7常置委員会委員長から報告があるものと思う。なお、運営協議会の詳細については会報（第26号22頁以下参照）をご覧願いたい。以上をもって報告を終り議事に入る。

### 4. 議事

#### (1) 会則等改正について

会長から、今回の総会の主要議題である当協会会則等改正等について審議決定を願いたい旨が述べられ、審議に先立ち、黒沢組織整備特別委員会委員長から次のとおり報告があった。

昨年4月19日にこの委員会が発足し、以来小委員会等を含めて20回に近い会合を開いて検討を重ねてきたが、去る11月20日の役員会との合同会議において、お手もとに配付したとおり会則等改正の原案（各大学に意見を求めた案）に対する最終的な修正案を得た次第である。その間多大のご協力を願った辻、雄川、田上、青野の各専門委員にはこの際深く感謝の意を表したい。前回の総会の際お示した組織整備方針案に対する各大学の回答状況ならびに意見の概要は、会報第26号19頁に所載のとおりであるが、この意見に基づき作成した会則改正の原案に対する各大学の回答状況は、回答54大学うち原案賛成34大学、意見あるもの20大学、未回答18大学であって、意見の分類は技術的な点の修正希望が若干あったほか、組織整備方針案に対するものとあまり変りはなかった。問題となった点としては、常務理事会の権限、教員である常置委員会の委員の権限、教員の意見陳述等に関す

るものがあるが、雄川専門委員に修正点を含めて説明をお願いすることにしたい。

ついで、雄川専門委員から、まず会則改正案の修正案について、各条項ごとに説明があり、これに対する質疑応答ならびに意見の交換が行なわれた。その要旨は次のとおりである。

#### 「雄川専門委員の説明」

##### (第2条関係)

本条を第6条にまとめよとの意見があったが、第1章から本条を除くと、総則中に実質的規定がなくなるし、また体系的にも協会の組織の基本規定は総則中に置いた方がよいので原案のままとした。

##### (第5条関係)

第2号中の「大学」を「国立大学」に改めよとの意見があったが、本号にいう「大学」とは国立大学だけではなく、公・私立大学、さらには海外の大学をも含める従来の趣旨から原案のままとした。

##### (第6条関係)

組織整備方針案を、そのまま規定化した。

##### (第8条関係)

第1項但し書は、実際問題として総会を招集するいとまがない場合が考えられるので、この規定を設けた。第2項で、総会の承認が得られない場合の問題があるが、協会の行為は多く法律行為ではないから、その行為の効力は実際上問題とならないであろう。ただ協会自体の問題としては、理事会の責任が生ずることになる。

##### (第11条関係)

第2項で、臨時総会招集の請求の要件を「8分の1以上の大学」としたのは、地区ごとの大学数のうち最小のものが9大学であることから一応の見当として、72分の9、すなわち8分の1としたものであるが、本項の趣旨自体は、各地区に招集請求権を認め、またこれに限るものではないことは勿論である。

##### (第13条関係)

第3条で「議長は、表決権を失わないものとする」としたのは、一般の合議体では議長は最初の表決には加わらないで、可否同数の場合の決裁権をもっているのが例のようであるが、国

立大学協会の総会は各国立大学の代表者で構成されているので、議長になった大学の代表者も平等の表決権を持つことにする方がよい。この場合可否同数のときの議長の決裁権はないと考えるのが正しい。従って可否同数のときは不成立ということになる。

##### (第15条関係)

理事を総会で互選することになっているが、実際の具体的方法は、これから種々検討する必要がある。

##### (第16条関係)

第2項を設けたのは、大学運営協議会規程第7条第4項第3号に、これと逆の規定があるが、理事の場合は重任を禁止する必要はないので、念のために置いた。

##### (第17条関係)

常置委員会の委員長は、形式上理事とはしないで、理事とともに、理事会を構成するものとした。これは、当然に理事になるとしていた組織整備方針案と、形のうえでは異なるが、実質は同じであって、規定の技術上このような形をとっただけである。なお、この場合常置委員会の委員長は理事会の構成員であるから、理事会においては理事と同じ権限を有する。しかし、理事ではないから、会長、副会長の互選には加わらない(20条2項参照)。

##### (第19条関係)

8条2項で理事会が緊急措置として処理した事項については、総会の事後承認を得なければならないとしたのは、本来総会を開くべき性質のものだからであり、一方、常務理事会については、定められた事項についてのみ処理することとなり、それは常務理事会の権限事項であるので、形式上は報告に止めることとした。しかし、この報告についても総会又は理事会でその可否を問うことはできるから、実際上は大して違いはない。

##### (第22条関係)

原案と実質上は変っていないが、形式上見やすくはつきりさせるために原案第1項中の「若干数の委員会」を「若干数の常置委員会」に改め、これに伴って原案の第2項を削るとともに

以下1項ずつ繰り上げた。

(第23条関係)

第2項「選任することを妨げない」を「委員に加えることができる」と改めたのは、単に表現上の問題である。なお、この趣旨は常置委員会のみならず、特別委員会にも教員が委員として参加しうる道が開かれていることがよいであろうとの考え方による。

(第24条関係)

第2条は、従来の慣例を規定化したものであるが、同時に教員である委員が委員会の委員長となっている場合に、総会に出席して報告できる途を開く意味もある。また、常置委員会の委員長は理事会の構成員であるが、特別委員会の委員長は必ずしも構成員であるとは限らないので、第3項を加えた。

(第28条関係)

「意見を述べることができる」としたのは、組織整備方針とは体裁が違うが、その趣旨をまげたものではなく、むしろそれを明確にしたものである。なお、意見陳述を文書に限ったのは国立大学の教員であれば、文書で十分意を尽くすことができるし、正確な形で保存しやすいと考えたからである。また、意見の処理についても規定すべきであるとの意見があったが、どのようなものが出てくるかわからないので規定しえなかった。意見陳述とその処理状況については、委員長から適当な形で総会に報告されるというようなことになるのであろう。

(第29条関係)

第5節と第6節を入れ替えたのは、大学運営協議会は特別な機関ではあるが、広い意味の執行機関であることと、監事の監査は大学運営協議会にも及ぶものであるから、監査機関の前に大学運営協議会の節を置く方が体系上妥当と考えたのである。

(第30条関係)

本条に16条1項但書のような残任期間の規定がないのは、監事は監事会等を構成するものではなく、各監事が各別に職務を行なうものであるからである。

(第36条関係)

原案では当初予算、決算を考えて定例総会としたが、補正予算等も考えられるため単に総会と修正した。

(附則関係)

第2項は、形式的には新会則の制定という形をとったため、旧会則は廃止するとした。

第4項は、新制度の発足に応じて新たに選ぶこととし、同時に任期の始期を一緒にするためのものである。

第6項において教員委員の数を定めたのは一応の見当としてのものであり、実施後の状況によってその数を再検討して行くとの趣旨を含んでいる。

第7項は教員委員の選任が遅れそのために委員会の業務が停滞することを防ぐための規定である。

「質疑応答」前記説明と重複部分省略

○ 常置委員会の委員長が、当然に理事となることではなく、構成員とすることに変えられた理由および常務理事会に定足数、議決数の規定がない理由を伺いたい。

構想を変えたものではなく、形としてはこの方がよからうと考えたこと、および理事の定数が決定できないことから理事とはしなかった。常務理事会に定員数、表決の規定を設けなかったのは、会合が頻繁に行なわれ、会議も形式ばらず懇談的に行なわれるであろうことから省いたものであるが、もしその必要があれば一般の規定の例に従うべきであろう。

○ 教員である常置委員会委員を設ける制度には賛成であるが、協会は大学の代表者により構成されているので、その老化を防ぐためのもので十分と思う。しかるにこれらの委員に対して常置委員会委員長への道が開かれており、そのため理事会に出席することも可能となり、さらに常務理事会にも参加しうる可能性があることは、補強以上のもので適当ではないと思う。すなわち、教員である常置委員は常置委員会委員長にはなれないように修正すべきではないか。本会則の改正は単に慣行を成文化したのではなく、協会の体質改善を要望された教官の意思が主なものである。その中には、総会公開の意見も

あったが、これは少数意見であったし、現段階では適当、不適当であるとしてでないということになった。また、意見の陳述も口頭でという意見もあったが、委員会の運営等の面を考慮したほか、遠隔地の教員と近接地の教員との均衡等を考慮して、文書によることに規定した。これらの意見とともに教官の参加が問題となったのであるから、教官が協会の運営に参加する途を制度的には拡げることが妥当である。理論としては、大学の総意を代表する代表者だけで協会を運営するのがよいということも十分成り立つが、教員である常置委員会委員が、常置委員長になり得るといふ僅かな可能性をも制度的に閉ざすことが、この際適策であるか否か、原案のままでよいと思う。

なお、このことについては、各大学間において熱心に意見の交換が行われ、結論としては原案どおりということになった。

○ 特別委員会に参加しうる教員委員の数が明示されていない。説明を伺いたい。

特別委員会は常置委員会とは異なり、特定事項を調査研究するものであるからその委員会の任務を果たすために必要がある限りで、教員委員を加えるか否か、またどういふ人を何人加えるかを各委員会ごとに決定することになると考えられる。

○ 第28条によって意見を述べた教員は、それがどう扱われたかについて関心があるものと思う。専門委員の説明では総会に報告されることになるであろうとのことであったが、そうなると学長としては、これを教授会に報告しなければならなくなる。よって、処理を執行機関でされるようにされたい。

今の段階で処理方法を具体的にきめることは、将来の予測がつかない現在無理である。常識的に合理的と考えられる方法で処理して行くほかはあまりない。

○ 第16条第1項と同条第3項の補欠の相違を伺いたい。

第1項は理事となっている大学が変わった場合であり、第3項は理事となっている大学の学長交替の場合である。

以上をもって質疑及び意見の交換を終了し、採決の結果、本会則改正については修正案（別掲37

頁参照）どおりとすることに全会一致をもって承認された。なお、施行月日については、昭和40年4月1日とすることに併せて承認された。

続いて、「理事及び監事総会互選要領(案)」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員総会選出要領(案)」および「国立大学協会会則第22条第2項第2号の委員選任要領(案)」の審議に入り、それぞれ鶴田協会事務局長から説明があり、協議の結果、「国立大学の代表者である常置委員会の委員総会選出要領(案)」中一部を修正したほか、同案「了解事項の2」については、委員長から依頼があった場合も含むものと了解のうえ、他は原案どおり承認された（別掲40頁参照）。

さらに大学運営協議会規程中一部改正案の審議を行ない、異議なく原案どおり承認された（別掲40頁参照）。

#### 5. 要望書について

標記について、第5、第6各常置委員会から下記のとおりの提案があり、原案どおり承認された。

記

大学院の新設について	第5常置委員会
国立大学の予算について	第6常置委員会

（別掲29頁参照）

なお、第6常置委員会よりの要望書に関連して、事務局長から、資料「国立大学等の施設整備について」（別掲41頁参照）について説明のうち、本資料を各地区出身の国会議員、その他関係方面に配付し施設整備費の増額方について支援がいただけるよう各学長において活用願いたい旨の依頼があった。

## 5. 第33回総会議事要録

### （第2日）

日時 昭和39年11月27日（金）午前10時

場所 教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

大河内会長議長席につき開会

初めに会長から本日の議事予定につき概略の説明があったのち、議事に入った。

#### 1. 各常置委員会委員長報告

第7常置委員会 高坂委員長

29.11.27 総会

先般文部省において教員養成関係の大学長および学部長を招集し、席上、全国的に840人の学生募集定員を減ずることおよび教官定員の増減(増=105, 減=25, 差引80の増)についての示達があった。しかしながら、今回の示達を学生募集定員減の面から考えると、それに関しては、法律上の規定もあり、一面においては止むを得ない措置とも考えられるが、しかし他面からすれば、各地域における具体的な事情に必ずしも即していない嫌があり、特に中学校教員養成課程に関しては、なお検討を要する点が認められる。

また教官定員の増減については、教員養成系の大学、学部における教官組織の充実整備の必要性は認められるが、突然にしかも一方的に今回のような内容の示達がなされたことは、問題が大学の自治に立ち入るようなことであり、たとえ一方に増の面があるとしても誠に遺憾である。加えてこのような教官定員の増減の問題は、一定の基準によって、なされるべきであり、その基準は目下検討中のものである。このようなときに当たって、上記示達がなされたことは適当ではない。よって将来ともこのようなことのないよう当協会として意見書を提出したい。

第7常置委員会委員長による以上の報告ならびに提案に対して、本件については学芸大学、教育学部、学芸学部それぞれの立場もあるので、その点も考慮されるべきこと、また、第7常置委員会の構成もこの際検討することが望ましい等の意見が述べられ、次に、意見書の内容について協議の結果、一部修正すること、その表現等については会長および第7常置委員会委員長に一任することとして承認された。

### 第3常置委員会 都崎委員長

奨学制度の拡充については、昨年の総会の際要望書を提出したが、引き続き本年も文部省から下記のとおり要求が出されているので、当協会と

記

区分	金額(円)		人員	
	現在	要求額	現在	要求人員
修士	10,000	15,000	2,400	7,500
博士	15,000	20,000		

して要望書を提出したいので、ご審議願いたい。

この提案に対し、表現について一部修正することとして要望書(別掲31頁参照)を提出することについて異議なく承認された。

ついで、さらに都崎委員長から、次のとおり報告があった。

去る10月19日第4常置委員および各専門委員の合同会議を開催したが、その際厚生補導施設設備の基準について文部省の説明を求めた。厚生補導施設設備については学生会館を除き、従来基準とういものがなかったが、今回大学が管理するという方針のもとに、厚生補導施設設備を10ヵ年計画で充実させるためにその基準を設けようとするものである。これによれば学寮、会館、体育施設、屋外運動場、福利施設等にわたって総額50億円を必要とするとのことである。細部については修正を必要とするものもあろうが、方針としては、歓迎すべきものとして了承した。そのうち最も大きな問題は学寮で、入寮希望者を学生数の3分の1とみて約3万人分が不足していることになる。

次に、文部省においては、寮の管理、特に新しい寮の管理について問合せがあった場合は一応の参考として管理運営規則(参考案)を示されている由である。この参考案について文部省は、寮は学習の場であるが国有財産でもあるので、その立場からするとこのようになるとの説明であった。しかしこの参考案を大学側としてどう取り扱うかが問題であり、本日も種々議論をしたが、結局、寮の管理については、それぞれの大学の事情によって自主的に考えるべきである。この案はあくまでも参考案として、扱うことになった。

ついで、学生相談全国組織準備会より学生相談全国組織結成について協力方の要望があった旨の報告があった。

## 2. 会費の基準等について

鶴田協会事務局局長から改正会則は、来年4月から施行することになるが、これによれば会費はその基準を総会で決定することに定められているが、来年4月1日から始まる新年度予算作成の関係上、そのための基準案を本総会でご審議願えれば幸いである。協会の予算の組み方は、従来は必要とする予算総額を先に決めたいうえ、これを各大



学の学部数と前々年度の決算額に按分して各大学の会費をきめる仕組みであったが、予算編成のありかたからもこの際会費算定の基準（別掲41頁参照）を定め、今後はその基準により自動的に会費が算定され、これにより年々の予算を組んでゆく方式に改めたい。なお、会費の基準については本年の決算状況からみて、39年度当初予算及び昭和40年度所要見込を勘案して試算の結果、一学部当り26,000円、前々年度における当該大学の国立学校校費および光熱水料決算額の0.03%となった旨算出方法を含めて詳細に説明があり、原案どおり承認された。

奥田副会長議長席につき以後の議事を主宰

### 3. 各常置委員会及び特別委員会委員長報告

#### 第1常置委員会 本田委員長

臨時行政調査会の「科学技術行政に関する報告」に対する当協会の措置については、会長より各大学に通知したが（会報26号23頁参照）、去る7月9日に役員会との合同会議を開催して、前記報告に対する意見書（会報26号32頁参照）を決定し、佐藤臨時行政調査会長あて同月11日提出した。なお、このことは総会にお諮りする余裕がなかったための緊急措置であったので、事後承認をお願いしたい。また、去る9月22日に第2、第7両常置委員会と合同で教育職員養成審議会から照会のあった「教員養成のための教育課程の基準」の案に対する当協会の意見について審議し、同月25日の役員会に諮り、会報第26号（35頁参照）所載のとおり意見を提出したので、ご承認を得たい。なお、詳細は会報第26号14頁を参照されたい。次に去る11月24日委員会を開催し、図書館長会議からの要望書の取り扱いとして特別委員会を設置すべきか否かについて協議の結果、図書館については改善すべき点が多いので、これを組織的に検討し処理してゆくためには特別委員会の設置が必要であろうとの結論に達した旨の報告があった。

#### 第2常置委員会 長谷川委員長

全国高等学校長会議の方々との進路指導一能研テストについての懇談会を開いたところ、高等学校長会議としては、能研テストに積極的であることがわかった。第2常置委員会の意見も追跡調査には積極的な態度で臨むということであった。次

に、高校工業専門学協会から同校卒業生に対して、工学部の編入学試験を受けられる途を開いてほしいとの申入れがあった。また大学院への途も開いてほしいとのことで文部省側でも専攻科等の設置を考えているようである。

#### 第4常置委員会 遠城寺委員長

10月19日（第3常置委員会と合同）、11月25日および本日委員会を開催した。保健管理センターの促進が主な議題であったが、本年は大、中、小各規模の大学各2大学あてにそれぞれセンターを設けるべく目下大蔵省と折衝中であるため、関係方面に要望して廻った。各学長も実現のために協力をお願いしたい。なお、11月25日に保健管理協会が発足した。大学における保健活動のありかたとして進んで治療の面にまで及ぶべきか、医学部の有無による相違をどうするか、心身両面の健康の調整、総合をどうするか等が問題になっているので、専門委員に案を作成願ひそれに基づいて討議する予定である。

この報告に対して、センターはモデル校といわずに全大学に設けるよう努力願ひたい旨の発言があり、委員長から希望としては当然であるが、予算の面からとりあえずモデル校とされているのであろう。なお、センターの設置とともに、設置されない大学の保健活動を進めるよう、両面から保健体制を作ってゆくことに文部省とも話し合っている。

#### 第5常置委員会 赤堀委員長

昨日の会議で了承を得た大学院新設についての当協会要望書（別掲30頁参照）は先刻文部、大蔵両省関係者に提出した。国交未回復国との大学間交流について必要があれば、本委員会で担当してもよいとの結論である。昨日の委員会では、外国人学生の扱いが問題となった。すなわち外国人学生の入試、資格等特に東南アジアの問題があるので、協会としてもこの際特別委員会を設けて真剣に検討すべきではないかとの意見があった。次に、修士課程の大学院が、各大学に順次設けられると、博士課程大学院設置の必要も起きてくるのであろう、また、会長から示唆のあった大学院のありかたの問題についても論議され、まず現状をよく調査する必要があるから、さしあたり本

委員会ではその準備的な問題を検討してはどうかとの意見があった。なお、一般教育のための大学間の交流については、それが可能となるよう宿舎を準備すべきであるとの意見である。

以上の報告中、外国人学生の問題検討については明年4月改正会則施行の際、常置委員会のありかたについて検討する折に考慮することとして了承された。

#### 第6 常置委員会 黒沢委員長

欠員不補充の閣議決定に対する協会としての対策は、第6常置委員会で検討することがよいとの会長の御意見でもあり、役員会においても状況の推移により臨機に対処することが了承されていたところ、事態が緊急を要する段階になったため、11月4日増田、三輪両学長に大河内会長も同道願ったうえ、国立大学について例外措置を講じてほしい旨の要望書（会報第26号36頁参照）を作成し関係方面を歴訪した。その結果、現段階における推測として、教官については一応問題は解消したものと考えられる。11月25日委員会を開催し、昨日ご承認願った要望書（別掲29頁参照）を決定したほか、杉野目副会長とともに記者会見を行ない、国立大学の施設の概況を説明した。また、要望書（29頁41頁参照）は先刻会長および赤堀学長とともに大蔵省主計官、主査に手交のうえ説明した。次に教官の給与改善については11億円の増（人事院）との説明であり、意見書の内容は一応とり入れられているものの、なお平均約3万円低いので今後の検討課題としたい。このほか、教養部を持つ9大学学部長会議からの学生経費増の問題、法、経、商、経営学部長会議からの教官研究費増額についての申し入れがあるが、この点は要望書提出の際、口頭で補足した。

#### 第7 常置委員会 高坂委員長

午前の会議で報告した以外には特に報告することはない。

#### 一般教育特別委員会 本田委員長

委員会は2回開催した、その間懇談方式により文部省の担当官の出席も求め、単位やその計算等各科目の内容なり目標をはっきりさせて効果をあげることにはしたいと考えているが、一方大学基準等研究協議会の情報を得て、これについてもじゅ

うぶん注意しており、委員会としてもまだ最終結論には達していない。なお、一般教育に関係のある予算要求としては、教養部新設7大学、一般教育研究施設の新設、一般教育の学生経費の単価増、担当教官の調整額4%支給、地位の向上、海外出張の機会を与えること、助手不足の解決等であり、文部省においてもその実現について努力している。

#### 学生急増対策特別委員会 奥田委員長

前回の総会でご承認願った要望書を提出し、その推移を見守っている状況である。要望書等については、会報第26号（28頁）をご覧いただきたい。なお、過日文教委員の八木、坂田両氏から要請があったので、杉野目副会長等とともに施設、一般教育等のことも含めて懇談した。

#### 科学技術行政特別委員会 本田委員長

臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に関する意見(案)」が大学について重大な問題を含んでいることから、さきに第1常置委員会としてご報告したことのほか、9月25日開催の役員会において科学技術行政特別委員会が設置されたが、本協会から提出した要望書中には、科学技術と学術との連けい策については検討中である旨を述べており、かつ、本要望書を提出した際の関係者との懇談により承知した事情から、本協会としては早急により具体的な案を提示する必要があると予想されたので、特別委員会において鋭意検討を重ねてきた。しかし、なお不十分な点があるので、本日の総会でこの問題について広く各会員のご意見を伺い、以後の処理については特別委員会および役員会にご一任願えれば幸いである。

以上の報告に続いて森川専門委員から、当協会の意見書と臨時行政調査会の答申とを対比しつつ当協会の意見が入れられた部分および入れられなかった部分について詳細に説明が行なわれた。

ついで質疑に移り、各学長から、科学技術ないしは学術のある種の定義でいい切ってしまうことには問題がある。行政委員会の設置場所が科学技術庁だから問題となるのか、等の発言があった結果、森川専門委員から専門委員限りの考え方として試案が披露され説明が行なわれた。これに対してさらに、論旨の基盤を大学における研究教育の

擁護に置くべきではないか。大学における研究は大学の自治のもとにおいて初めて真価を発揮するので、主眼は大学の自治を守ることが柱になるべきである、法案が準備される段階で、抽象的な論旨のものは適当でない等の意見が述べられたのち、奥田副会長から、答申に対して反対である点は一致しているが、方法、理論等は必ずしも一致していないので、この取り扱いが困難である。しかし各位のご意見も伺ったので、以後の検討は特別委員会にまかせていただき、経過はそのつど連絡することにするが、状況によっては緊急の措置をとることがありうるので、あらかじめご了承いただきたい旨を述べ、了承された。

ついで、奥田副会長より以上により今総会の全日程を終了した旨が述べられ閉会。

## 6. 第1回事務連絡会議議事要録

日時 昭和39年11月28日（土）午前9時30分

場所 教育会館中会議室

出席者 各国立大学事務局長

鶴田国立大学協会事務局長主宰の下に開会

議事に先立ち、鶴田事務局長から、本連絡会議開催の理由および経緯ならびにこの会議を国立大学協会事務連絡会議としたことについての説明があったのち、大河内会長から、第1回事務連絡会議を開催するに当たっての挨拶が行なわれた。

ついで丁子主事から、議事日程および会議資料についての説明があり、議事に入った。

### 1. 事業報告 鶴田事務局長

#### (1) 会報編集の方針について

会報編集の方針を本第26号より改めて、事業報告、要望書、意見書等、資料、その他、諸規程、役員、委員名簿等の項別に整理したことおよび「科学技術行政の改革に関する意見」に対する要望書とその内容についても概略の説明があった。

#### (2) 特別会計制度協議会設置とその後の経過について

上記についてその経緯が説明された。詳細は会報第26号24頁参照。

#### (3) 第33回総会の議事およびその概要について

上記議事の内容と経過について、その概要が報告され、これに関連して、それぞれ事務連絡および質疑応答がなされた。

### 2. 所管事項説明 文部省

#### (1) 欠員不補充等について 福原人事課長

行政職(一)の1%は補充しない。そのうえで欠員2名につき1名を補充してよい。定年退職者の後任は補充してよい。新3等級は、対象者22,000人に対して4,500人の定数が定められたが、うち500人は暫定ですでに決定している。文部省は25%程度である。明年1月1日から課長、事務長に管理職手当がつく予定で、課長16%~12%、事務長12%~10%である。

#### (2) 経費節約について 岩間会計課長

改正給与法の実施に伴い、経費を一率3%節約せざるを得なくなったので、各大学ともよろしくお取り計らい願いたい。

### 3. 事務連絡会議開催の時期について

鶴田事務局長から、今回は総会に引き続いて事務連絡会議を開催したが、次回以降の開催時期については改めて検討してほしいという会長の意見でもあるので、ご意見があれば伺いたい旨を述べ、協議の結果、総会に近接してこの会議を持つことが、学長を補佐するうえからも都合がよいので、今後も総会の直後に開催することに了承された。

### 4. 第33回総会の要望書について

第6常置委員会提案の「国立大学の予算について」、第5常置委員会提案の「大学院の新設について」、第3常置委員会提案の「大学院および大学の奨学制度の拡充について」、第7常置委員会提案の「学生定員および教官定員の増減について」、以上各要望書、意見書を朗読ののち、簡単な説明があった。

### 5. 会則等改正について

上記につき丁子主事から、その経緯と原案に対する修正点について説明があった。これに対して教員である委員(常置委員、専門委員)の旅費はどこが負担するのかとの質問があり、鶴田事務局長から、国立大学協会としては予算上無理なので各大学でご負担願うようご了承を願いたい旨が述べられ、了承された。

### 6. 会費の基準等について

鶴田事務局長から、会費基準額の算定基礎および会費の試算につき詳細に説明ののち、これに基づく各大学の40年度会費納入について各大学の協力を要請された。なお、本件については異議なく了承された。

#### 7. 国立学校の施設整備について

鶴田事務局長から、国立学校の施設整備の促進と経費の増額については当協会として、例年資料を作成して新聞発表をするとともに、大蔵省その他関係方面に働きかけてきたが、本年も調査資料を作成したので、これをご活用願って地区選出の国会議員その他関係方面に対し、さらに強力な運動をお願いしたい旨の説明があり、了承された。

## 7. 第1常置委員会議事要録

日時 昭和39年11月24日（火）午後2時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 本田委員長、加茂、樋口、渡辺、篠崎、三村、福田、篠原、斉藤、香川、田中各委員

本田委員長主宰のもとに議事に入った。

### 1. 国立大学図書館の整備充実について

さきに全国国立大学図書館長会議から出された要望書の取扱については、総会で本委員会に付託されたが、国立大学図書館の整備拡充は大学図書館の施設、設備に限らず、博物館及び資料館をも含めた意味の図書館の整備拡充を組織的、かつ恒久的に検討するための特別委員会、又は常置委員会を新設すべきである旨の意見が述べられ、きたる総会においては大学図書館の施設、設備の整備充実のほか、指定図書制度の確立、図書館職員の増員及び司書職制度の確立等の問題についても検討する委員会を新設すべきである旨提案することが了承された。

### 2. 臨時行政調査会の科学技術行政改革答申後の経緯について

委員長から臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に関する意見」の答申がなされたが、これに関しては、さきに当協会として、国立大学における研究を科学技術行政の総合調整の対象に入れるべきでない旨強く反対する趣旨の意見書及び要望

書を提出したが、今回政府に対する答申においても当協会の意見書及び要望書の趣旨が充分反映されていないので、さらに、国立大学協会の基本的態度を政府に対して再度表明するため「科学技術行政特別委員会」で意見書案を起草した。しかし、案の内容としては、時期的にみて、現段階ではより適切な具体策を研究する等、なお検討の要があるとして、意見書案の総会提出は役員会の了解を得て見合わせるようになった旨の報告があった。

ついで、各委員の意見交換の後、慎重に協議した結果、今後、国立大学協会としては学術研究の振興策について基本的態度を明確しておくために、学術行政及び科学技術行政を含めた科学技術の振興に関する具体的方策を早急に研究、立案すべきであること、また、本委員会としては学術研究の振興について、委員全体が深い関心をもっているものである旨の報告をきたる総会において行ない、学術行政と科学技術行政とは、基本観点及び根本理念が異なるから学術研究を科学技術行政の調整対象に入れることには強く反対する旨、総会の決議をしてもらうことが了承された。

## 8. 第2常置委員会議事要録

日時 昭和40年1月25日（月）午前10時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 長谷川委員長、伊藤、小川、久保、藤田、小谷各委員

説明者 群馬工専下田校長（高専協会副会長）、久留米工専和栗校長（教科課程等委員主査）

文部省 技術教育課山本課長補佐、群馬工専藤森事務局長

長谷川委員長主宰の下に開会

委員長から、藤田新委員の紹介ののち、本日の会議は高専卒業者の大学への編入学および能研テストについて、それぞれ関係者の話を伺い、意見の交換をするために開催した旨を述べ、次のとおり説明および意見の交換が行なわれた。

### 1. 工業高等専門学校卒業者の大学への編入学について

下田氏（高専協会副会長）から、本問題について高専協会としての意見をまとめて欲しいとの要望があったので、理事会、進学対策委員会において協議の結果、編入学一本で大学側をお願いすることになった。この点、国大協においても特別のご高配を願いたい旨の要望があった。

ついで、和栗氏（教科課程等委員主査）から、高専は、中級技術者養成がたてまえであるから、卒業生の大多数は卒業後ただちに実社会に入るが、例外的に少数の優秀な学生に対して、大学への編入学について何らかの方法を講じて欲しいと重ねて要望があり、引き続き、授業内容について高専と大学および普通高校との比較説明があった。

これに対して委員長から、文部省側の一般論として、どういう方針なのか、特に今後どのような方針で進むのかとの質問があり、山本氏から制度的には大学が認めれば編入学ができることになっており、特に初年度高専に入学した学生の一部には、卒業後大学へ編入学ができるということを了承して入学した経緯もあるので、大学への編入学が大きな問題となっている。しかし、この場合、単位の換算の問題があるが、大学側と高専側で話し合っただけでは換算基準ができるかどうか慎重に検討していただきたい旨の説明があった。

以上のような高専側、文部省側の説明に対して、委員側から、授業内容は非常にアンバランスである。編入の場合は、大学側に定員の余裕がないと不可能だが、高専には非常に優秀な学生がいるし、今後もその状態が続こう。この問題は、第2常置委員会である程度意見がまとまったところで総会に付議し、その意見をきかなければならないが、一般原則として、高専の卒業生を入れるということには疑問をもっている大学もあるし、また、受け入れない大学もあるかもしれない。一律にできなくても相当数の大学にそのルートがあるということならよいと思うが、このことがはたして今後の高専の発展のためによいかどうかについては疑問がある。また高専卒業生を入れる大学を作ったらどうか、工学部のない大学にそのような根本的なものが考えられないか等の意見があった。

これに対して山本氏から、大学からみれば入れなければならぬという義務はない。高専は、完成

教育であるから、高専のための大学を作ることは高専の本質を崩すことになる。高専入学者は中学卒だから、自己の進路が最終的に決まらないで入学した学生もいるので、優秀な学生で進んで勉学を希望する者については大学編入学が望ましい。また、2年間で一般教育と専門教育の両方やれるかどうか、その授業内容をじゅうぶんに知らない大学が多いので、了解を求めるのはそう簡単ではないと思う。入学資格の規定を法制化するに当たっては、必ずしも大学の了解を求めているが、編入の資格があるものとすれば問題はない。これに対して専門教育課程だけに力をそいで大学に入れるという前提のもとで、編入の可否を判断することは問題であろうとの意見が述べられた。とにかく今年の秋頃までに大学側の態度を決める必要があるが、この委員会に小委員会を設け、この委員会で大体の方針を決め、総会にかけたらどうか。また、高専側としては、編入するかどうかは大学側の定めるところによっても、それが出来るようにすべきであろう。高専は、前期教育課程を編成するに当たっては、大学に進める工業高校を対象としてカリキュラムを組んでいるのだから高専の資料について大学側でもじゅうぶんに検討して欲しい等種々意見の交換があったが、問題は高校としての卒業資格が間違いなくあるのか、大学としてそれを認められるかどうかの2点で、文部省と高専側とで話し合いをもっとやって国大協に持ち込んで欲しい。もっと具体的な資料を出して貰ったうえで、さらに検討する必要がある。内容がよいというだけでは国大協は受け入れかねるということも考えられる旨の意見があった。

最後に委員長から、この委員会を6月の総会前（4月頃）に開きたいので、それまでになおこの問題について検討をすることの了解を求め、了承された。

## 2. 能研テストについて

松本能研事務局長から、主として能研テストの追跡調査の結果について資料に基づき概要の説明があり、また、小川委員から、委員長の依頼により調査した現在までの結果について長所、短所について種々説明があった。それについて各委員から意見が述べられ、ついで委員長から、能研テス

トについては、なお追跡調査の今後の結果をまつことにしたい旨が述べられた。

さらに、松本能研事務局長から、本日指摘を受けたものについては、今後さらに研究して資料もまとめていきたいと述べ、またこの委員会でもその資料をもとに研究していきたいということになった。

## 9. 第3及び第4常置委員会 合同会議議事要録

日時 昭和39年11月25日（水）午後3～5時  
場所 東京大学大講堂会議室

出席者 都崎第三常置委員長、遠城寺第四常置委員長、大坪、横田、三浦、妻木、森沢、井上、三輪、市川、浅井、関根、水野、大政、佐藤、和泉、野村、岡田各委員、村尾、宮田、長谷川、鬼山、各専門委員

文部省 笠木学生課長、山中課長補佐  
都崎委員長主宰の下に開会

まず、委員長から本日は第4常置委員会と合同で会議を開くことにしたが、会議を開く前に、学寮の管理運営の問題について、文部省笠木学生課長から説明をきくことにしたい旨を述べ、ついで同課長より学徒審議会の答申の線に沿って年次的に学寮の建設も進みつつあり、文部省としては、学寮を大学教育の一環としてその教育は大学自体が自主的に行うべきであり、また管理運営についても個々の大学によって自主的に運営されるべきであると考えている。他方寮の管理については、共通の理念によって一貫した扱をなすべきであるという意見もあったので、文部省として一応事務的段階として、また国有財産の管理という立前から「大学学寮管理運営規則」（参考案）を試案として作成した。従って本案は通達的なものとして扱うことなく、大学が学寮を運営する際の参考資料として頂きたい旨の説明があった。これにもとづき種々質疑応答があった。

（笠木学生課長退席）

ついで、第3及び第4常置委員会を開き、上記の問題について協議した結果、当委員会として、

この問題は慎重にする必要があるので、今後継続して審議検討することとし、本日の報告を総会において行い、その意見をきくこととした。

## 10. 第4常置委員会議事要録

日時 昭和39年11月25日（水）午後1～3時  
場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 遠城寺委員長、浅井、大政、関根、水野、岡田、野村、佐藤、和泉各委員、村尾、宮田、長谷川、鬼山、長崎各専門委員

遠城寺委員長主宰の下に開会

開会にあたり、委員交替による大政氏（宇都宮大学長）および新たに専門委員を委嘱した長崎氏（東大庶務部長）の紹介があった、次いで保健管理センターのその後の経過並びに、10月中旬長崎大学で開催された学校保健協会の研究集会等につき報告があった後、本日の議事に入った。

保健管理センターの名称につき前回の委員会で意見があったので、これについて改めて検討した結果、従来通り保健管理センターということに決定した。次に保健管理センターで治療面まで担当し、対象を教職員も含め得るかどうかにつき協議の結果、法的には学校保健法により治療は出来ない、現在治療をしている大学では、病院の窓口として運営しており、一般に治療まで行なうことにすると派生的に種々の問題があるので、この際予算的にも実現させることが急務であるので、一応救急的処置程度を処理するセンターとし、次の段階で医療法による診療所として認められるようにすることとした。

保健管理センターの職員の身分上の所属については当委員会としては、従来から、医学部のある大学では医学部に、医学部を有しない大学では教育学部、学芸学部、または教養部の保健の講座所属としてはとの考えのもとに、近接の医学部を有する大学と密接な連けいを取り、人事交流を計れるようにすべきであるということになっている。しかし、医学部を有する大学でも1つの内科の助教授2名を交代制にするということもあるが、実施面で具合の悪い点もあるので、学長の直轄の定

員として、これを流動的に取り扱うことは出来ないものかどうかとの提案があった。これに対し教育公務員特例法の関係で教官については、所属の学部を決めなければならないことになっているので、医学部の保健管理学、教養学部或いは教員養成学部の保健学所属として考えてはどうかとの意見があった。

精神面の管理を保健管理センターに含めるかどうかについては、精神医学的分野は当然センターの内に含めて考えられているが、精神科・心理学の分野の人達が、精神衛生的カウンセリングにつき、別に団体を結成していく気運が盛り上っている折でもあるので、保健管理センターに精神衛生まで含めるようにするか否かの問題については、専門委員会において臨床心理学の人達をも交えて検討を行い、その結果を本委員会で協議することとした。

## 11. 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和39年11月25日(水)午後6時～  
8時30分

場 所 学士会館本郷分館

出席者 赤堀委員長、小塚、佐藤、落合、渡辺、柚木、赤木、松平、藤野各委員

赤堀委員長主宰のもとに開会

前回の委員会(8月18日開催)に引続き、次の事項につき協議した。

1. 国際学術交流は、日本学術会議で取扱っている問題でもあり、国交未回復国との学術交流は関係官庁の間で検討中のことでもあるから、本委員会としても、引続き検討することとし、今後その必要度が増し、根本的に検討することになれば総会に諮って特別委員会の構成等につき考慮するようにしたい。また、外国人留学生の取扱い問題であるが、例えば、台湾からの留学生は日本に来る学生が米国へ行く学生に比べ非常に少ないがその他の国についても同様と思われる。

外国人留学生の受け入れについては、もっと積極的に考えるべきである、入学試験制度、教育方法および宿舎等の問題で困っている大学が多い。個々の大学で解決困難な場合には、ブロック別に

考えた方が望ましいのではないかと、更に、外国人の入学試験についても現状では手続上の面にも問題がある。その改善策として出来れば、国立大学で現地に入学試験委員を派遣して実施するようなことにしてはとの意見もあり、宿舎については第3常置委員会、入学試験制度については、第2常置委員会にそれぞれ関連することでもあるから、いかに取扱うか総会において意見をきくこととした。

2. 大学院研究科の設置に関する要望書の原案につき協議し、第33回総会に提案することとなった。また、これに関し大学院修士課程が増設されることとなると、さらに博士課程をそれぞれの大学に設けるようにするかどうかにつき協議検討の結果、現状では、今直ちに各大学に博士課程をおくことは困難であろう。差当り原則的には、現在博士課程をおく大学院の定員を増すという方針でいくことが適当であろう。ただし、極めて特殊な専攻課程については別に考慮する必要があるということになった。

## 12. 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和39年11月25日(水)午後1時30分  
場 所 東京大学事務局長室

出席者 黒沢委員長、山極、小牧、服部、四方、岩村、杉野目、福田各委員、鶴田、宮崎、錦織、原各専門委員

黒沢委員長主宰の下に開会

### 1. 要望書について

国立大学予算のうち、特に、①教官当積算校費の増額について、②国立学校施設設備費の増額について、③学生当積算校費の増額について配慮されたい旨の要望書(別掲29頁参照)について一応これを読みあげたのち、鶴田協会事務局長より、今日これをご承認願えれば、明日の総会に諮った上、初日に決議願って、決まれば直ちに関係方面に提出することとしたい旨説明があり、審議の結果、異議なく承認された。

### 2. 国立大学等の施設整備について

鶴田局長より、さきに国立大学等の施設の現状と整備の立ちおくれの実態を調査し、広く一般の

理解に供するとともに、整備の緊急性を訴えるために作成した別紙資料（別掲41頁参照）につき、その内容の大要について説明があり、黒沢委員長より、本日午後3時に、この資料により記者会見を行いたい旨諮られ、了承された。

午後3時、黒沢委員長、杉野目副会長、鶴田局長が、資料を持参し記者会見の上、新聞発表を行った。

なお、この資料は各大学へ10部宛、国会議員名簿と共に、各大学事務局長に持ち帰ってもらうこととされた。

### 3. その他

国立大学における欠員不補充の問題について、その後の事情等の話し合いが行なわれた。

## 13. 科学技術行政特別委員会 議事要録

日時 昭和39年11月19日（木）午前10時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 大河内（会長）、三輪、大山、福田、石橋、篠原、赤堀各委員、武藤、西脇、森川、伊大知各専門委員

本田委員長欠席のため三輪委員主宰の下に開会  
森川専門委員から、専門委員会において作成された意見書案の趣旨、内容について説明があったのち、各委員から、意見書案中の学術と科学技術に関する定義は、協会として完全に了解されたものとはいえないので、削除するのがよい。大学の場における研究を科学技術行政の対象に入れるべきではないとの論は、必ずしも適当ではないので、「原則として」または「特定のものを除き」としてはいかがか。学術と科学技術の連けいという言葉が各所にみられるが、余り強調し過ぎるきらいはないか。一つの会議で学術と科学技術の両者を兼ねさせるような動きを与えることになると問題であるから、学術と科学技術の両政策委員会の連絡会議を設けるといふ点は、削除すべきである等の意見が述べられ、協議の結果、一部を修正のうえ、明日の役員会に提案することとなった。

ついで、意見書の取り扱いとして、各関係方面への提出の時期、新聞発表等について協議が行な

われ、いずれも役員会の意見を求めることとして了承された。

## 14. 科学技術行政特別委員会 議事要録

日時 昭和39年12月1日（火）午前10時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 本田委員長、赤堀、奥田、渡辺、長谷川、藤岡、三輪、大山、福田、石橋各委員、武藤、西脇、森川、伊大知各専門委員及び雄川教授

本田委員長主宰のもとに開会

委員長から、問題を視野広く検討するため、雄川教授にオブザーバーの形で出席していただくことになった旨報告され、議事に入った。

1. 委員長から、11月18日の専門委員会で、臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書案（以下専門委員会の意見書案という。）を作成したが、その後同月20日の役員会で、学術政策委員会の具体的な内容等について疑問が出たため、総会にその案を附議することは保留することとした。一方、文部省大学学術局で作成した詳細な臨時行政調査会の科学技術行政の改革に関する意見に対する意見案（以下文部省意見案という。）は、行政管理庁への提出を見合わされ、文部省では国大協の意見を尊重するとの態度にかわったので、それ等を勘案し、議事を進行することになった。

2. 各委員から議事進行について、総会の意見を取り入れて問題を再検討すべきであるが、時期的には来年2月頃までに意見書案をまとめる必要がある。

その場合、専門委員会の意見書案を中心に議論を進める方法と、臨時行政調査会の科学技術行政の改革に関する意見（以下臨行調の答申という）の骨子である科学技術会議、科学技術政策委員会と科学技術庁の関係、大学を科学技術行政の対象としていること等個別的に検討していく方法があるが、いずれにするか等の意見が述べられた。

3. 各委員から、意見書案作成の場合の問題点について、臨行調の答申は具体的であり、それに



対抗していくためには、国立大学協会としては国民を説得しうる具体的方策を示すべきであろう。人文系を学術行政の対象に入れるか否かは、現在の時点では即座に検討しえないので、別個に考えるべき問題である。また、学術と科学技術の意義が混同されているので、その点、明確にする必要がある。

さらに、具体的な問題点として、大学が科学技術庁の目的研究にいかなる程度、方法で協力すべきか、科学技術政策委員会に対応して学術政策委員会等を設けるとしたら、それ等をどのように関連させるか、科学技術会議等に大学人がメンバーとして入り、大学の研究のために意見を出す方法が考えられぬか等意見が述べられた。

4. 森川専門委員から、国立大学協会の総会で大学の自治は年月を費やして確立したものである。部分的な科学技術への協力を認めない訳ではないが、そこから大学の自治が崩されぬか、また臨行調の具体的な答申に対し、国大協はどのような具体的意見を考えるべきか等質問があった旨報告されたのち、私案として、学術政策委員会の併設等を盛り込んだ具体案が専門委員会の意見書案の説明書案として示された。

5. 行政管理庁の提出を見合わされた文部省意見案は、具体的で臨行調の答申を中心に批判しており、学術のあり方を入れてない点を除けば、国大協の考え方と基本的に齟齬していないので、これを参考にして検討を進めたいとの意見があり、文部省意見案について意見が交された。

6. 本日の結論として、①大学における研究を科学技術行政の調整対象にしない。②科学技術に対する大学の協力は、大学の自治が侵されないような前提のもとに適当な方法で行なわれるべきである。③人文系については、現段階では今回の問題の対象としない。の3点を意見書作成の際考慮することが確認され、大山委員を意見書の起草委員長として、案の取りまとめを願い、具体策を盛った案と抽象的な意見案の2案を作り、それを専門委員会で練り、12月22日の特別委員会で検討することになった。

## 15. 科学技術行政特別委員会 議事要録

日時 昭和39年12月22日（火）午前10時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 本田委員長、大河内、奥田、杉野目、都崎、長谷川、藤岡、三輪、大山、福田、三村、石橋、渡辺、篠原、赤堀各委員、武藤、西脇、森川、伊大知各専門委員及び雄川教授

本田委員長主宰のもとに開会

委員長から、さきに臨時行政調査会より科学技術行政の改革に関する意見（以下臨行調の答申という）が内閣総理大臣に提出されたが、新聞の報道等から推測すると、いますぐ具体策がとられるおそれはないようであり、その意味で緊迫感は薄らいだようでもある。しかし、国大協としてはいつでも事態の推移に即応しうるよう考えをまとめておく必要があると思う旨が述べられたのち、専門委員会が作成した臨行調の答申に対する意見書案（以下専門委員会の意見書案という）について審議に入った。

1. 大山委員から、このことについては、さきに国大協として関係方面に要望書を提出し、臨行調の答申に対する協会の基本的な考え方を一応明らかにしているので、今回は臨行調の答申に対して、ある程度具体的な意見を述べるとともに、学術振興体制の問題については今後の検討課題として保留するというので、専門委員会の意見書案は作成されたものである旨の説明があり、ついで森川専門委員から、意見書案について項別に詳細な補足説明があった。

2. 各委員から、総会の提出を保留された前回の専門委員会の意見書案では、学術政策委員会と科学技術政策委員会の併設が盛り込まれていたが、この意見書案で外されているのは何故か、また、意見書が具体的事項にわたりすぎると個々の細かい問題が出てくるおそれがあるので、抽象的な意見書を出すべきではないかとの質問および意見があり、これに対し、専門委員から、学術政策委員会の構想が意見書案から外されたのは、人文

系の研究体制のあり方が明確になっていない。一方、学術振興体制全体に関連する問題でもあり、時間をかけて検討を要するので、別個に取り扱うことにした旨説明された。また、各委員から、さきに国大協の基本的な考え方は要望書として出しているが、この考え方をよりよく知ってもらい、また、臨行調の答申が具体的である点からみてもこの程度の具体的な説明を意見書に盛り込むことは必要である旨の意見が出され、上述の趣旨で意見書案を作成することが了承された。

3. ついで意見書案の項別審議を開始し、各委員から大学の研究が教育と密接不可分であることおよび大学が研究者の養成を通じて、科学技術につながっていることを意見書に盛り込むべきである。また、この案では、学術振興体制全体の問題を保留しているが、これでは科学技術振興だけが一方的に促進されるおそれがないかとの意見があった。

4. よって、会議を一時休憩して、専門委員会を開き、上記意見に基づき意見書案の修正を検討し、学術の科学技術に対する協力については、大学が人材の供給を通じて科学技術につながっていることおよび意見書案の説明に大学の研究が教育と密接不可分であることを盛り込むこと、また、国大協が学術体制に取り組む姿勢に含みをもたせるということは原案のままとし、修正案が作られた。

5. 再度委員会を開き、専門委員の修正案を検討の結果、修正案どおり了承された。なお、文言の修正および本意見書の取り扱いについては、会長、副会長および役員会に一任された。

6. 会長から、臨行調の答申の法案化がとりあげられるような事態になった場合、それに応じて直ちに対処しようとする問題の推移を見きわめるため、本特別委員会は今後も存続したい旨を述べ、了承された。

## 16. 理事会議事要録

日時 昭和40年1月29日(金)午前10時  
場所 東京大学大講堂第1会議室  
出席者 大河内会長、奥田、杉野目各副会長、加茂、石津、藤岡、大山、三輪、二

方、石橋、渡辺、篠原、赤堀、小牧、水野、赤木、前川、本田各理事、井上、長谷川各常置委員会委員長、増田、柚木各監事、武藤、西脇、森川各科学技術行政特別委員会専門委員

大河内会長主宰のもとに開会

### 1. 理事及び第3常置委員会委員長の交代について

会長から、都崎茨城大学長の退任に伴い、次のとおり交代があった旨披露された。

	新	旧
理事	二方茨城大学長	都崎前茨城大学長
第3常置委員会委員長	井上東京農工大学長	都崎前茨城大学長

### 2. 要望書の提出について

会長から、昨年11月の第33回総会で採択された下記の要望書を文部大臣等関係方面へ提出したほか、11月27日学生急増対策について自由民主党大学拡充整備小委員会に、12月23日来年度文教予算及び欠員不補充に対する国立大学の特例について文部大臣、大蔵大臣及び行政管理庁長官に、また12月25日文教問題全般について、佐藤総理大臣及び自民党文教部会に、要望し懇談した旨報告があった。

記

- (1) 国立大学の予算について(11月27日 大河内会長、黒沢第6常置委員長、赤堀理事)
    - (イ) 教官当積算校費の増額について
    - (ロ) 国立学校施設整備費の増額について
    - (ハ) 学生当積算校費の増額について
  - (2) 大学院の新設について(11月27日 大河内会長、赤堀第5常置委員長、黒沢理事)
  - (3) 大学院および大学の奨学制度の拡充について(12月8日 津崎第3常置委員長)
  - (4) 学生定員および教官定員の増減について(12月9日 大河内会長、赤堀第7常置委員長)
3. 臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書について  
本田科学技術特別委員会委員長から、昨年11月6日本件に関し、関係方面に申し入れを行なったが、臨時行政調査会の答申が直ちに具体化される様子はなく、その意味で切迫感は薄らいだように

も思われる。しかし、当協会としての具体的意見を固めておく必要がある旨が述べられ、ついで大山意見書起草委員長から、具体的意見を述べるための当協会意見書案（臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書）を科学技術行政特別委員会で作成したので、本理事会で了承されれば関係各方面に時期をみて、これを提出するようにしたい。また、別紙「科学技術行政の改革に関する臨時行政調査会答申をめぐるとの経緯」は、意見書を各大学へ送付する際に説明書として作成した旨述べ、森川専門委員長から、理念はさきの申し入れで伝えてあるので、意見書はやや具体的に意見を盛り込んだが、長期的な学術体制については、将来に保留している旨の説明がなされたのち、文部省の臨行調査会に対する考え方、長期的学術体制を検討する場合のあり方等について質疑応答があった。

ついで本意見書を各大学へ送付する場合、学術体制について長期的意見があれば提出してほしい旨附記することとされ、時期を見て、本意見書を文部大臣、科学技術庁長官、その他関係方面へ提出することが了承された。なお、科学技術特別委員会は問題の推移を見きわめるため存続することが再確認された。

#### 4. 会則改正に伴う理事、常置委員等選任手続について

鶴田協会事務局長より、本年4月1日から改正会則が施行されるので、その際の理事、常置委員会委員等の選任手続きについて説明され、次のとおり取り扱うことが了承された。

##### 改正会則施行の際の理事、常置委員等選任手続について

#### (a) 理事 (総会決定)

総会迄に地区互選を了え総会で決定すること。

#### (b) 常置委員（代表者）の各常置委員会の所属について、各代表者の希望（第1、第2、第3）をきき、会長及び副会長の手許で選考原案を作成し、4月1日以降の理事会において、次項(c)の常置委員（教員）の選任前に候補者を決定する。

#### (c) 常置委員（教員） (総会報告)

総会迄に4月1日以降の理事会において選任し、総会前に委嘱し、この旨総会に報告すること。

#### (d) 常置委員長 (総会開催中)

(b)+(c)の常置委員によって互選し、総会に報告すること。

(注) (a)及び(d)で新理事会発足

#### (e) 会長・副会長 (総会開催中)

新理事会を総会開催中に開き互選し、総会に報告すること。

#### (f) 監事 (総会決定)

新理事会において選考し、総会で決定すること。

#### 5. 卒業予定者の推薦選考時期について

鶴田協会事務局長から、昨年の国・公・私立大学の各協会又は連盟の申し合せでは、学生の就職推薦時期について10月1日を「目途」とするとして含みある言葉を使っているが、当協会としてはこれに拘らず、従来どおり10月1日を厳守する趣旨であり、この旨当協会から各大学に通知している。本件は、例年総会には事後報告をして承認をえているが、本年は事前に役員会におはかりする旨述べ、ついで、1月28日文部省で行なった国・公・私立大関係者との懇談の結果、私大連盟が現実的な立場で本問題を処理することを希望しており、それと国立大学、文部省等の推薦時期厳守の考え方の調整が問題である旨の報告があった。

ついで、東京大学の団藤法学部長から、国立の9大学法経学部長会議で本問題について検討し、打ち出した具体策について説明され、その趣旨を協会でお含み置き願えれば幸いである旨述べ、種々質疑応答の後、協会としては大体昨年どおりの通知を出すものとし、9大学法経学部長会議の意見については、第3常置委員会で検討し、結論を得たならばその取り扱いを会長、副会長に一任することとなった。

#### 6. その他

##### (1) 来年度会費について

鶴田協会事務局長から、来年度の会費については、4月1日から施行される改正会則によれば、理事会で会費の額を決めることになっているので、本日より一応の内諾を得、4月1日以降の新

理事会で正式決定したい旨を述べ、了承された。

(2) 会報発行について

鶴田協会事務局長より、協会の活動を周知させるため速報を発行する案も考えられたが、会報と重複する面があるので、従来年2回であった会報の発行を年4回として速報の発行に代えたい。また会報は横書で発行したい旨を述べ、了承された。

(3) 協会の会館建設について

東大赤門脇に建設予定の会館については、1階を事務室、2階を会議室として使用する予定である。なお、建設資金の不足分も約200万円の寄付金により充当された旨報告された。

## 17. 第8回大学運営協議会議 事要録

日時 昭和39年11月25日(水)午前10時

場所 東京大学大講堂北側会議室

出席者 大河内委員長、奥田、杉野目、本田、長谷川、都崎、遠城寺、黒沢、高坂、加茂、松平、野村、小牧、児玉、福田各委員、大塚臨時委員、大内専門委員

大河内委員長主宰の下に開会

1. 教員養成関係大学、学部における教官定員の削減をめぐる最近の問題について

このことについて高坂委員から、本件は大学の管理運営問題に関連する重要な事項であり、当協議会としても参考になるケースと考えられるのでこの機会に一応の報告を行なって置きたいとして詳細な経過の報告があった。

これに対して各委員から、文部省の示達の方法その他大学管理運営との関係について意見が述べられ、真しな討議が行われた。

2. 大学の管理運営に関する問題点中、原則論の検討について

委員長から、かねて原則的な考え方を小委員、専門委員で検討中であるが、その考え方についてご意見を伺いたい旨を述べ、続いて、大内専門委員から、去る11月20日の小委員会において検討された結果、共同利用研究所の運営と、それを附置する個々の大学の自治との調和の問題に言及すべ

きであること。大学運営協議会の調整機能と、個々の大学の自治との調和の問題に言及すべきであること等の意見があった旨の説明があった。

以上の説明に続いて委員長から、原則論に引き続き制度論、組織論に進み、さらに法制化の可否と限界に言及して本件についてのしめくくりをしたいと考えているので、これらについて、なおご意見を伺いたい旨を述べた。

3. 大学の管理運営に関する問題点中、制度論および組織論の検討について

委員長から、これについては専門委員から問題点を指摘願って議論を進めたい旨を述べ、ついで大内専門委員から、本協会の中間報告が出されたのち、中央教育審議会の答申が出され、また、大学運営法案および教育公務員特例法改正案が示されたので、これらの対比を行なったうえで中間報告を修正すべきか否かを検討すべきものと思うと述べ、なお教員人事について詳細にわたって解説があった。

ついで、検討事項として加うべき事項の有無について意見の交換があり、副学長等のことが話題となったのち、学長選考手続等について、意見が交換された。

なお、次回には、国大協の中間報告、中教審の答申、大学運営法案等の意見の相違点について検討することとし資料として、意見等比較対照表を作成し配布することとした。

## 18. 第9回大学運営協議会議 事要録

日時 昭和40年1月29日(金)午後3時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長、奥田、杉野目、本田、長谷川、井上、赤堀、黒沢、加茂、藤岡、松平、小牧、児玉、福田各委員、大塚臨時委員、伊藤、大内各専門委員

大学運営協議会を開会する前に、懇談会を開き、教員養成学部および分校をめぐる最近の問題について文部省の杉江大学学術局長から説明を聞き、次いで各委員から意見の開陳、質疑応答が交わされた。

以上で懇談会を閉じる。

(杉江大学学術局長退席)

大河内委員長主宰の下に、大学運営協議会を開会

「大学管理制度比較」について

委員長から国大協の中間報告、中教審の答申および大学運営法案等の意見の相違点について比較対照表をとりまとめたので、ご審議願いたい旨を述べ、各委員から教員の公募についてその実状、長短など、選挙権者として学長を如何に考えるか、被選挙権者を学内に限るか、または学の内外を問わないか、その他法制化の問題等について種々意見が述べられた。なお次回は学内機関、教授の任免を中心にさらに比較表に基づいて検討し、また各委員においても附置研究所や大学院についても次回までに検討しておくことになった。

## 19. 第2回特別会計制度協議 会議事要録

日時 昭和40年1月30日(土) 午後1時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 大河内議長、杉野目、黒沢、大山、増田、四方、杉江、斎藤、岩間各委員、井内、甲斐、鶴田、海野、上山、錦織各専門委員

大河内議長主宰の下に開会

第1回の本協議会において小委員に附託された専門委員の候補者について報告があり、次の専門委員についてそれぞれ承認された。

大学課長	井内慶次郎
会計課副長	甲斐安夫
東京大学事務局長	鶴田酒造雄
群馬大学事務局長	海野正次
埼玉大学事務局長	上山定治
一橋大学事務局長	錦織武

ついで、議事に入り、

(1) 昭和40年度国立学校予算案及び同案中会計制度に関する事項について(別掲46頁参照)

岩間委員から首題の件について全般にわたり詳細な説明があり、公務員の欠員不補充の場合の余剰俸給財源の使用について、この特別会計

に不利にならぬようとの希望等が述べられ、岩間委員より、現在その方針でいるが、今後ともその方針で処理したい旨の意見が述べられ、ついで、その他昭和40年度予算について質疑応答が行なわれた。

(2) 国立学校特別会計法の一部改正について(別掲45頁参照)

岩間委員から改正法案について趣旨および経過の説明があり関連して、杉江、斎藤、岩間の各委員に対し大阪大学の移転計画、筑波山麓の研究学園都市計画等に関し、質疑応答が行なわれ、特に大学の移転については、大学側としてはその理由が過密都市緩和ということより、大学の環境施設の整備をはかるといふことではないと意味をなさぬ等の意見が述べられた。

(3) 昭和41年度国立学校予算(会計制度を含む)に対する対策について

本件に関し杉江委員から大学志願者急増対策の問題について、昭和41年度においては、特に考慮することになると思うが、具体的問題については、方針案がきまった上で改めて御意見を伺いたい旨が述べられ、昭和40年度の実情について種々説明があった。続いて、大学および学部学科の適正規模、予算要求方法の合理化等について意見交換が行なわれた。

なお、次回は昭和41年度の文部省予算編成方針について意見の交換を行なうため、4月下旬または5月上旬に開催することとした。

## 20. 諸会合(昭和39年12月~昭和40年1月)

(月日)	(曜)	(時刻)	(会議名)
12 1	火	10	科学技術行政特別委員会
11	金	10	同上 意見書起草第1回委員会
19	土	10	同上 意見書起草第2回委員会
22	火	10	科学技術行政特別委員会
1 25	月	10	第2常置委員会
28	木	8.30	文部大臣と会長、副会長、各常置委員長等の懇談会
29	金	10	理事会
29	金	15	第9回大学運営協議会
30	土	13	第2回特別会計制度協議会

## B 要望書・意見書等

### 1. 第33回総会において決議

#### されたもの

国立大学協会第33回総会（昭和39年11月26日、27日開催）採択の次の要望書等を下記のとおり提出した。

- A 国立大学の予算について
- B 大学院の新設について
- C 大学院および大学の奨学制度の拡充について
- D 学生定員および教官定員の増減について

#### 記

提出先	要望書等種別
文部大臣 愛知 揆一	A B C D
事務次官 小林 行雄	A B C D
大学学術局長 杉江 清	A B C D
管理局長 斉藤 正	A
官房長 西田 剛	A B C D
大蔵大臣 田中 角栄	A B C
事務次官 石野 信一	A B C
主計局長 佐藤 一郎	A B C
主計局次長 中尾 博之	A B C
主計官 小田村四郎	A B C
日本育英会長 森戸 辰男	C

(注) なお、11月27日学生急増対策について自由民主党大学拡充整備小委員会に、12月23日施設整備費の増額、公務員欠員不補充について重ねて文部、大蔵両大臣及び増原行政管理庁長官に、12月25日施設整備費の増額、学生増募等来年度予算及び公務員欠員不補充について、佐藤総理大臣、橋本官房長官、自由民主党文教部会に夫々要望懇談するところがあった。

#### A 国立大学の予算について

##### 要 望 書

国立大学協会は、昭和39年11月26日、同27日の両日第33回総会を開き、国立大学予算の当面する諸問題について検討して結果、次のとおり要望書

項を決議いたしましたので、これが実現方について何分の御配慮をお願いいたします。

なお、国立大学の予算については、先般特別会計制度が設けられましたが、今後は、この制度制定の趣旨にしたがい、これをじゅうぶんに活用して、国立大学予算の充実と確保について一段と配意されるよう、ここに重ねてお願いいたします。

#### 記

##### (イ) 教官当積算校費の増額について

大学における学術の研究と教育が、その国の文化・産業・経済の発展にとって重要なことは、わが国はもちろん諸外国における過去の実績に徴しても、明らかなどころである。しかして、大学における学術の研究と教育を推進するためには、それに対応する研究費を十分に供給することが必要であることは、いうまでもない。

大学における研究費の増額については、昭和33年度において、文部省が教官研究費（教官当積算校費）を戦前相当額まで引上げるため、当時の教官研究費予算総額を3倍強とする目標を樹て、これが達成を期したのであるが、33年度以降毎年僅かに10億円前後の増額のため、既に6年を経過した今日においても、なお当初の目標額に達せず、しかもこの間の物価指数の騰貴を考えると、なお、相当大巾の増額を必要とする状態である。

大学における研究費の予算が、このような事情にあるため、研究教育の推進と、国際的学術水準高揚の面において、相当の立ち遅れを生じていることは、真に寒心に堪えないところである。よって昭和40年度においては、少くとも50億円を増額し、せめて当初の戦前3倍額の目標を達成するよう、ここに強く要望する。

##### (ロ) 国立学校施設整備費の増額について

国立大学等の施設整備については、本年5月の実態調査によれば、国立大学等の規模を現状のままとして、なお、約58万坪の建物不足し、さらに、危険或は旧軍用施設等のため改築を要する建

物が、約47万坪にも達しており、これら要整備坪数は、全所要坪数の40%を上廻っている現状である。すなわち、この事実は、国立学校の施設整備が、如何に立ち遅れているかを如実に物語っており、また、きわめて憂慮すべき事態にあるものといえよう。

さらに、昭和40年度からの学生増募をはじめ、科学技術振興に伴う研究教育施設の整備或は、工費単価の激増等を想いあわせるとき、現状は、まことに寒心にたえない状態に置かれている。

今回文部省は、この事態に対処するため、あらたに、昭和40年度を初年度とする国立学校施設整備暫定3ヵ年計画をたてて、整備の促進をはかることとなったときが、これは、過般の国立学校特別会計法制定の趣旨、ならびに国立学校の施設の現状から見て、きわめて当をえた措置というべきである。

われわれは、この計画が予定どおり完全に遂行されるため、その初年度にあたる昭和40年度において、所要計画額481億円の予算が計上されるよう、強く要望するものである。

なお、大学における人間形成の教育効果をはたすための学生会館、学寮、体育施設等の整備充実が緊要であるが、このことは、学園内の道路、校庭等の環境の整備充実と相まって、至急に完成されるよう併せてここに要望する。

#### (ハ) 学生当積算校費の増額について

学生の実験、実習及び演習は、学生の創造的、計画的、分析的、かつ、総合的な思考を伸張させるために行われており、これに必要な学生当積算校費は、教官当積算校費、一般管理費とともに、国立大学の運営に要する物件費のうちの3本柱の一つであるが、学生当積算校費の単価が極端に低いため、とぼしい教官当積算校費の相当部分をさいてこれに充てざるを得ない実情である。

今日理科系1人当たりの学生実験実習費が、少なくとも10万円を必要としているにもかかわらず予算は、学生1人当僅かに1万5,000円であることを思い比べると、あまりにも瞭然たるものがある。

かくの如く、国立大学の学生教育において、経費不足のために実験実習等に支障を来している

ことは、卒業者の学力、実社会における技術面にも影響することにもなるので、昭和40年度においては、かかる実情をじゅうぶんに考慮し、是非とも学生当積算校費を大巾に増額するよう、ここに強く要望する。

昭和39年11月26日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

## B 大学院の新設について

### 要 望 書

国立大学協会は、昭和39年11月26日第33回総会を開催し、大学院の新設の問題について慎重審議した結果、全会一致をもって左記のとおり決議いたしましたので、右実現方につき何分の御配慮をお願いいたします。

### 記

#### 大学院の新設について

近時、世界各国ならびにわが国における学術の進歩と生産技術の高度化は著しいものがある。その必然的結果として、各分野における高度の教育を受けた人材に対する要求は、年とともに増大し、この傾向は、今後ますます強められるものと予想されるので、わが国の国立大学においても大学院の教育を速かに拡充し、この事態に対処しなければならない。

また最近の傾向として、学士課程終了後大学院に進学を希望する学生は年々増加しつつあり、これら学生に対し、大学院への道は大学院を有する大学の地域的偏在、その他各種の要因もあり、必ずしも平坦なものとは考えられない。わが国学術の進歩、技術の革新的高度化が経済力の伸長を促進し、さらに文化の進展と国民生活の向上に資することに思いをいたすとき、このような現状は速かに改善すべきであると思う。

幸い昨年度より新設国立大学にも大学院研究科が設置されたが、現在12大学に14研究科が設けられているのみである。40年度文部省予算案には、新たに16大学に18研究科を新設する計画が織り込まれている由であるが、われわれはこの方針に対し、前述の理由から全面的に賛意を表し、その実現を強く希望するものである。同時に、その実施に必要な経費についても充分な予算的措置が講ぜ

られることを切望してやまない。また将来は、さらに多くの国立大学に、少なくとも修士課程までの大学院研究科を設置し、高度の専門的知識技能を有するより多くの人材を育成することが大学の使命を全うする所以であると信ずる。

昭和39年11月26日

国立大学協会々長

大河内 一 男

### C 大学院および大学の奨学制度の拡大について

#### 要 望 書

国立大学協会は、昭和39年11月26日、同27日、第33回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

#### 記

大学院および大学の奨学制度の拡充について  
優秀な資質の学生を大学および大学院に進学させ、高等教育を授けることは、教育の機会均等の実現であるばかりでなく、わが国の学術・文化さらに社会全般の限りない発展を可能ならしめるものとして、国家的に強い要請がある。これを保障するため、大学および大学院の学生に対する奨学金制度は、過去10数年の間に漸次改善され、昭和39年度においては博士課程に関して相当大幅の拡充が行なわれたが、近年の社会および大学の急速な発展を考慮するとき、現状は、なお、この課題にじゅうぶんに対処しえていたとはいえないものがある。

学生生活における経済的負担は、今日なお、相当に過重であり、安定した修学を妨げるばかりでなく、経済的理由によって大学および大学院への進学を断念する学生は相当数にのぼり、殊に、大学院学生については、そのため、学術研究の次代の優秀な後継者を確保しえない状態にある。このような状態は、将来のわが国の学術・文化の進歩の上から放置し得ないところである。

ここにおいて、大学および大学院の学生に対する奨学金を充実し、安定した修学を保障しうるような額に高めるとともに、大学院（とくに修士課程）に優秀な人材を確保しうるよう、その支給対象人員の拡大を図ることが急務であると考えられる。

よって、このことについて緊急に適切な措置を講ぜられるよう、ここに、つよく要望する。

昭和39年11月27日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

### D 学生定員および教官定員の増減について

#### 意 見 書

国立大学協会は、昭和39年11月26日、27日の両日開催の第33回総会において、去る9月28日の教員養成関係の国立大学に対する学生定員および教官の増減に関する文部省の示達について討議し、これについて次の意見書を全会一致をもって決議いたしましたので、何分の御考慮をお願いいたします。

#### 記

学生定員および教官定員の増減について

去る9月28日、教員養成関係の学芸大学長、教育学部長および学芸学部長に対し、学生定員および教官定員の増減に関し、文部省から具体的な示達が行なわれ、その意図されるところは、教員養成系の大学および学部の整備充実を目的としており、了解し得る点もあるが、大学の管理と運営のうえに重大な支障をきたすおそれを多分に含んでいることは否定できない。今後このような不適当な措置をとられないことをここに強く要望する。

特に手続上次の二つの点に関し、じゅうぶん留意されるよう重ねて要望する。

1. 今回の文部省からの示達は全く突然で、予め相互の了解がなく、そのため示達の内容には大学の実情にそわない点が見受けられる。日本の大学制度改善のためには、大学側と文部省側との間に、誤解や対立感情のないことが必要と考えられるので、この点についてじゅうぶん配慮されたい。
2. 今回の示達は、学生定員および教官人事に関する重要な事項を含むものである。しかるに、教育学部および学芸学部に関しては、それぞれの学部を含む大学の学長に対し、何等説明がなく、大学の管理運営の立場にあるものとして、このことが大学運営上の根本にもふれる問題であり、まことに憂慮にたえないところである。この点についてもまたじゅうぶん留意されるよ



う要望する。

昭和39年11月27日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

## 2. 第33回総会の際の会長 談話(記者会見)

第33回総会終了に際し、記者会見を行ない次の会長談話が発表された。

### 会長談話

かねてから、国立大学協会は、組織整備特別委員会を設け、会則の改正を検討して参りましたが、このたびその成案を得、総会において可決され、新会則が成立いたしました。協会は、全国立大学を会員とし、その総意に基づいて活動してきましたが、従来は、協会の活動に直接参加してきましたのは、各大学の学長のみでありましたため、とかく協会が学長のみのものであるかのごとき印象を一部に与えるきらいがありました。一昨年の大学管理法問題以来、協会の任務と責任の重大性が改めて自覚されるにおよび、協会をして真に国立大学の総意を反映して活動するにふさわしい組織をもつたものにすることが、国立大学関係者によって強く要望されておりました。このたびの新会則の制定は、協会が国立大学を会員とすること、各大学の学長が会員を代表することを明確にするとともに、大学の教員が直接協会の活動に参加する途を制度的に設けまして、協会のいわゆる体質改善を実現したものと考えております。これによって国立大学が、互いに協力しつつその課せられた社会的任務を自主的に遂行することにおいて当協会はますますその重要性と機能とを発揮しうるものと考えます。

しかしながら、協会が真にその使命を達成するためには、もとより会則の改正だけで事が終るのではなく、協会が全国立大学のものであることの実を挙げ、全国立大学の総意がその活動に実際に反映されなければならないことは言をまたないところであります。そのために、協会は、従来にまして、その活動の状況を会員たる大学およびその教員に周知させる方途を講ずるとともに、すべ

ての大学関係者が、協会の活動に積極的な関心をもち、これに協力されることを期待するものであります。

次に、現在問題となっております科学技術行政の改革問題について一言申し述べます。

さる9月の臨時行政調査会の答申のうち、科学技術行政の改革に関する意見によりますと、大学における学術研究の一部を科学技術行政の企画調整の対象に入れることが勧告されております。しかしながら、大学における学術研究は、研究者の創意に基づく自由にして自発的な研究によるのみその真の発展を期待することができるものであって、いわゆる学問の自由・大学の自治も、これを保障するためのものにほかなりません。また、このような学術研究の発展があってはじめて、これを基礎として科学技術の振興も期待することができるものであります。われわれは、この立場から、右の臨時行政調査会の勧告の趣旨には承服できません。

もとより、われわれも、科学技術の効率的・総合的な開発の重要性を否定するものではなく、科学技術研究と学術研究とが密接な関係をもち、相互の合理的な連携を確保することの必要であることは、何人にもまして認識しておるものであります。当協会におきましても、目下その具体的な方策を鋭意研究中であります。近く、その成案を得る見込みであります。この問題は、大学の本質や研究体制の根本に触れる重要な問題でありますので、関係方面においても、慎重な考慮と検討を望む次第であります。

昭和39年11月27日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

## 3. 臨時行政調査会答申の

### 「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書の提出について

臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書を、昭和40年2月15

日付関係方面に提出した。

なお、これに先だち、2月4日付各国立大学長宛経緯を添えて同意見書を送付した。(35頁4参照)

臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書について

(要望書)

国立大学協会においては、かねてより臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」について慎重に検討を重ねてまいりましたが、この度別紙のとおり臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書を作成いたしました。つきましては右の趣旨じゅうぶんに御了承の上本答申の具体化に際し、特に慎重な考慮を払われるよう要望いたします。

昭和40年2月15日

国立大学協会

会長 大河内 一 男

要 望 先

総 理 大 臣	佐 藤 栄 作
官 房 長 官	橋本 登美三郎
総理府総務長官	臼 井 莊 一
文 部 大 臣	愛 知 揆 一
政 務 次 官	押 谷 富 三
事 務 次 官	小 林 行 雄
大学学術局長	杉 江 清 剛
官 房 長	西 田 剛
科学技術庁長官	愛 知 揆 一
政 務 次 官	瀬 瀬 弥 三
事 務 次 官	井 上 啓次郎
官 房 長	小 林 貞 雄

行政管理庁長官	増 原 恵 吉
政 務 次 官	山 本 杉
事 務 次 官	山 口 酉
行政管理局長	井 原 敏 之

衆, 参,

文 教 委 員 長 (衆)	渡 海 元三郎
	山 下 春 江
科学技術振興特 (衆)	岡 良 一
別対策委員長	村 尾 重 雄
内 閣 委 員 長 (衆)	河 本 敏 夫

柴 田 栄

自 民 党

政務調査会長	周 東 英 雄
文 教 部 会 長	稲 葉 修
文教調査会長	坂 田 道 太
内 閣 部 会 長	八 田 貞 義

科学技術会議議員

常 勤	梶 井 剛
	内 海 清 温
非 常 勤	茅 誠 司
	田 代 茂 樹
	丹 羽 周 夫

日本学術会議会長

朝永振一郎 (写)

臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書

国立大学協会

科学技術の振興については、従来とも大学の研究者は、その学術研究を通じて、充分これに貢献してきたが、科学技術と学術との間には、もとより密接な連携が必要である。国立大学協会は、首題の件につき、昭和39年11月6日、とりあえず要望書を提出したが、上述の趣旨に基づき、重ねて次のとおり意見を述べる。

1. わが国の現状においては、科学技術の振興をはかることの緊要であることはいうまでもないが、科学技術の振興は、学術の振興を前提とし、学術との緊密な連携をまっけて、初めて充分な成果をあげうるものである。したがって、両者の振興を同時にはかり、かつ、両者の連携に必要な方策を講じなければならない。
2. 臨時行政調査会の答申が、学術振興の必要性を認めながら、本来性格を異にする学術と科学技術の振興を同一視して、機構・予算等の面において、科学技術行政の立場から一元的に取り扱おうとしていることには賛意を表しがたい。すなわち、大学の場における研究については、これを科学技術庁および科学技術政策委員会の所掌範囲に入れるべきではない。
3. 大学の場における研究の推進は、本来、研究者の自発的な創意にまち、かつ、その主体性を尊重して行なわれるべきである。そのための大学

研究予算供給の仕方としては、いやしくも投入と効果との直接・即時的結びつきを強調してはならない。

4. 大学の研究者が科学技術の振興に参加・貢献する道は、基本的には前項に示されたような大学における学術研究を通じて科学技術開発の基盤をひらくとともに、人材を供給するところにあるが、たとえば、研究者が個人または個人的グループの資格において大学外の課題研究に参加することなども、従来行なってきたところであり、それは今後も有効な貢献の仕方であることを失わない。

いずれの場合でも、大学における自由研究と科学技術行政における課題研究との相互連携は、研究活動の面でも研究行政の面でも、従来以上に緊密化する必要がある。

5. わが国の現状では、学術研究の振興に対する配慮も著しく不十分である。よってこの際大学における学術研究予算の積極的拡充をはかり、かつ、大学における研究と科学技術行政の課題との間の相互連携を一層有効に組織化するためにも、学術振興の体制・組織について根本的に検討することが必要である。

しかしながら、事はわが国学術研究のあり方の根本に触れる重大問題であるので、今後の慎重な計画と充分の準備にまつべきである。

#### 説明

今や科学技術を迅速・有効に振興させること、ならびにそのために大学の研究者も全面的・積極的にこれに協力することの必要については、論議の余地はない。その意味で科学技術行政の刷新を企図された臨時行政調査会の答申に含まれた諸提案には採るべきものが少なくない。ただ、われわれとしていささか意見を異にするのは、科学技術振興への大学の参加の仕方についてである。すなわち、答申にあらわれた方策のうち、大学における研究をもっぱら科学技術行政の観点だけに立って、その行政的管理（特に予算調整）の対象に含もうとする点がそれであって、われわれの意見によれば、そうした形の振興策では、大学における研究を科学技術振興という方面へ有効に参加・貢献させることは困難であり、むしろかえっ

て学術研究の健全なる成長をゆがめ、それによって、科学技術への貢献を奇形化する恐れ充分である。それというのも、本来、大学の場における研究は、本文3でいうとおり研究者の自発的な創意と主体性を根底にして推進されるものであって、それは当初所期したとおりの成果・日程をあげえないこともあるのは当然であると同時に、その経費も直接の成果の大きさと必ずしも比例的な関係にあるものではない。このような性格をもつ研究の場に対して、最初から一定の課題的義務と日程とを予定し、かつ、投入と効果との直接的・即時的結びつきを前提とする性質の予算措置を適用することは、研究における軽重・緩急・難易の判断を攪乱し、研究の成果そのものを異常な形にゆがめる結果となり易い。当協会がこれまでの意見書・要望書において「理念の異なる学術振興と科学技術行政」なる表現をもちいているのは、正にこの事態をさしているわけである。そのうえ、大学における研究には教育と不可分という重要な一面がある。この点からみても、大学の場における研究を科学技術行政の調整対象に入れるべきではない。

したがって、当協会の意見としては、科学技術の振興のために大学が真に有効に貢献しうるためには、①答申にあるような形の行政的管理（特に予算調整）の対象から大学の場における研究を取り除き、②大学の研究を推進する予算措置としては、直接に科学技術行政を所管する機関とは別個のルートによる拡充をはかり、かつ、③科学技術と学術との連携方策を強化することを望む次第である。

ここにいう別個のルートとは、現在までのところ文部省における学術行政機構をさすこととなるが、その機構と運営は必ずしも満足のものではなく、これが改善をはかることが必要である。その方策としては、必ずしも現行制度の部分的改善のみでなく、これを超えた形の学術振興体制の構想にまで及びうるものであり、種々の点において、慎重な検討を要する重大課題である。また、大学が科学技術の振興に協力参加する道は、本文4で述べたように、従来からもひらかれており、これを一層推進するための施策としては、本文に述べた

もののほか、たとえば、

- (1) 受託研究形式によるプロジェクト研究・共同研究への参加
- (2) 人事の交流を含む人的な連携
- (3) 関係行政機関の間の恒常的な連絡
- (4) 研究成果および研究施設の相互利用

などの強化が考えられる。

以上の諸理由により、答申にある予算調整を大学まで伸ばす方策を取りやめても、否むしろ取りやめることによって、大学における学術研究をゆがめることなく、答申の所期する科学技術振興の効果は十分に得られるものと考えられる。

#### 4. 臨時行政調査会答申の 「科学技術行政の改革に 関する意見」に対する意 見書の送付について

国大協庶第 144 号

昭和40年 2 月 4 日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 大河内 一 男

臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する本協会の意見書その他本協会の対策については、昭和39年11月26、27日開催の第33回総会において、事態の推移に応ずるよう、会長及び科学技術行政特別委員会に任されておりましたが、その後同特別委員会において本協会の意見書案を作成し、去る1月29日の役員会において承認を得て別紙のとおり臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書が決定されましたので、今日までの経緯を次のとおり報告申しあげるとともに、上記意見書を関係方面に提出いたしますので、何分の御了承をお願いいたします。

なお、本意見書に述べられている学術振興の長期対策の問題については、さらに慎重な検討を要する重大課題であると考えますので、これについて大学の立場より見た御意見等ありましたら、来る3月末日までに本協会宛文書をもってお送り下

さるようお願いいたします。

科学技術行政の改革に関する臨時行政調査会答申をめぐる今日までの経緯

今回本協会は臨時行政調査会の答申中「科学技術行政の改革に関する意見」に対する意見書を政府の行政改革本部ほか関係機関並びに広く江湖に提示することにいたしました。これは答申の企図する科学技術行政の改革が大学における研究の取り扱いの点で、当協会として賛成いたし兼ねる旨を明らかにし、答申具体化のみぎりには特にその点に関し慎重なる考慮を払うよう要望しようとするものであります。ただ、事は大学における研究を左右する重大問題でありますので、意見書提示に先だちあらかじめこの意見書案を全国の国立大学に送付し、大方の御了承を得ておきたく存じます。つきましてはここに今日の段階にまで立ち至りました経緯のあらましを説明することにいたします。

本協会が今回の科学技術行政改革問題に対して公式に意見を開陳いたしましたのは、今日までにすでに4回を数えますが、その経過を追うことはまさに事態変遷のポイントを物語ることになりま。まず第1回は、昨年6月18日臨時行政調査会佐藤喜一郎会長あての比較的簡潔な申し入れ（資料1参照）であり、つづいて第2回は7月11日同じく佐藤会長あてのやや詳細な意見書（資料2参照）でありました。この二つは、いずれも同調査会科学技術班が一昨年12月提出した「科学技術行政に関する報告」並びに同班がその後昨年3月暫定的に起草した「科学技術行政の改革に関する意見案」を検討した結果であります。この段階における調査会側の考え方は大学における研究のうち特に附置研究所のそれを科学技術行政の立場からする管理調整の対象としており、学部の場合はわざわざ施設の重複する場合にだけ問題とするものでありました（もちろん初めから人文社会科学のみに関する研究分野は問題からはずされてきました）。したがって、これに対して当協会は、大学における研究を科学技術行政だけの立場から管理調整することの誤りを指摘するとともに、附置研究所が大学における研究の場として学部と一体となるべきことを特に主張いたしました。

しかるに昨年8月、科学技術班の最終報告「科学技術行政に関する報告書」が出され、つづいて9月に調査会の最終答申において「科学技術行政の改革に関する意見」が示され、その内容を検討しますと、当協会の「大学における研究を、理念の異なる科学技術行政の管理調整対象にはならない」という基本的主張が全く顧みられていないばかりでなく、かえって学部の研究をも附置研究所のそれと並べてあらためて科学技術行政の対象に取り入れようとする原則的な考え方をとっていることが明瞭となりました。ここに及んで当協会は事の重大化に対処するため、科学技術行政特別委員会を中心として、前記答申内容を仔細に検討し、慎重に対策を準備する態勢に入り、11月6日、答申中の「科学技術行政の改革に関する意見」についての要望書（資料3参照）を政府窓口としての行政管理庁をはじめ、科学技術庁、文部省などの関係機関に提示し、善処方を要望しました。これが第3回目の公式意思表示です。ちなみに日本学術会議が当協会と基本的には同趣旨の立場から個人の研究と大学における研究とのけじめを明らかにすべき旨の申し入れを行なったのも、この段階のことであります。

ところでこの11月6日付要望書を携えての行政管理庁その他政府諸機関訪問は、当協会の事態認識を大きく変更させる結果となりました。すなわちこの訪問によって政府側が調査会答申中、科学技術行政の改革に関する項目を早急に法案化し、場合によっては今回の通常国会に上程するやも知れぬ気配さえ察知されましたので、当協会としてはこれまでの比較的抽象的な理念論議だけに止まらず、緊急にある程度具体的な対策を用意して、この法案化に対処する態勢をととのえる必要に迫られました。

11月26、27の両日にわたる当協会第33回総会が開催されましたのは、ちょうどこの緊急対策が科学技術行政特別委員会を中心に練られている途次ありましたので、協会としては慎重な態度に出て、総会終了後会長談話（資料4参照）の形でとりあえず当協会の基本態度だけを天下に明らかにいたしました次第です。これが第4回目の意思表示に当たります。実は、この談話においても、またその

前の要望書でも、その主張の述べ方は理念的抽象的な簡明さに終始しておりました。ところが、当局がすでに法案化にうつろうとするように思われる時に及んで、当方が依然あまり具体性の乏しい物の言い方をしている、時機を失すおそれ充分でありました。そこである程度の具体的内容を含む意見書を作成したいというのが、特別委員会の苦心したところでありました。今回ここにお目にかかる「科学技術行政の改革に関する意見に対する意見書」（32頁3参照）は、このようにして準備された当協会の第5回目の意思表示にあてようとするものにほかなりません。

特にこの中に意図された学術振興の長期対策の問題は、ひとり科学技術と直接関係ある自然科学分野だけでなく、当然に人文社会科学分野の研究体制も重要な関連をもってきますし、根本的にはわが国学術研究体制の基幹を左右するものであります。したがって当協会としてはこのうえなく慎重な態度で、また十分に時間をかけてこの問題を検討して参るべきところではありますが、事態の進行上、万が一にも時機を失することのないよう、とりあえずの具体的方策を打ち出そうとするところに苦心のポイントがあるわけです。またごく最近に至って、改革法案が今回の通常国会に上程される可能性が若干薄れたかの印象も現われはじめてはおりますが、せめてここに盛られた程度の意思表示は、いずれにしても必要であろうと考えております。

以上が今日まで当協会の執ってまいりました経緯のあらましであります。

#### （注）

本文中引用の

- ①資料1は 会報第26号32頁2参照
- ②資料2は 同上3参照
- ③資料3は 同上35頁4参照
- ④資料4は 本号32頁2参照

# C 資 料

## 1. 国立大学協会改正会則

(昭和39.11.26 第33回総会可決)

国立大学協会会則

### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、国立大学協会と称する。

(組織)

第2条 国立大学協会(以下「協会」という。)

は、国立大学を会員として組織する。

(主たる事務所)

第3条 協会の主たる事務所は、東京都文京区本富士町1番地に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 国立大学の振興につき必要な調査研究
- (2) 研究及び教育における大学相互の協力援助に関し必要な事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか協会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員の代表

(会員の代表)

第6条 協会において、会員たる国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行なう者とする。

2 前項の規定により大学を代表する者(以下「代表者」という。)に事故があるときは、そのつど当該大学の指定する教員が、代表者の職務を行なうことができる。

### 第4章 機 関

#### 第1節 総 会

(総会の組織)

第7条 総会は、会員の代表者をもって組織する。

(協会の意思の決定表示)

第8条 協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。ただし、緊急の必要があり総会を招集するとまがない場合においては、理事会の議により、これを行なうことができる。

2 前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会においてその承認を得なければならない。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

(定例総会)

第10条 定例総会は、毎年2回招集するものとする。その時期は6月及び11月を常例とする。

(臨時総会)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 会員総数の8分の1以上の大学から、議題を示して要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第12条 会長は、総会の議長となる。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が議長の職務を行なう。

3 会長及び副会長ともに事故があるときは、総会において、理事の中から議長の職務を行なう者を定める。

(定足数及び表决)

第13条 総会は、会員総数の半数以上の代表者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 総会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席代表者の過半数をもって決する。

3 議長は、表決権を失わないものとする。

(議事運営に関する事項)

第14条 この会則に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、議長が総会に諮って定める。

第2節 理事及び理事会

(理事)

第15条 協会に、理事21人を置く。

2 理事は、総会において互選された大学の代表者をもってあてる。

(理事の任期)

第16条 理事の任期は、2年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 同一の大学の代表者が引き続いて理事となることは、妨げられないものとする。

3 理事がその任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、当該大学の後任の代表者が理事となる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第17条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長をもって組織する。

2 理事会は、協会の運営に関する事項を処理する。

3 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

4 第12条第2項及び第3項の規定は、理事会の議長に準用する。

(定足数及び表決)

第18条 理事会は、理事及び各常置委員会の委員長の総数の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(常務理事会)

第19条 常務理事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長及び副会長

(2) 各常置委員会の委員長

2 常務理事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協会運営の常務に関する事項

(2) 総会又は理事会の委任にかかわる事項

常務理事会において処理した事項は、次の総

会又は理事会において、報告をしなければならない。

第3節 会長及び副会長

(会長及び副会長)

第20条 協会に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

3 会長又は副会長は、理事としての任期が満了したときは、その地位を失う。

4 会長又は副会長が辞任し、又は大学の代表者でなくなったときは、第2項の規定により、会長又は副会長を定めるものとする。

(会長及び副会長の職務)

第21条 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を行なう。

第4節 委員会

(常置委員会)

第22条 協会の事業に関する事項を分担して調査研究するため、総会の定めるところにより、若干数の常置委員会を置く。

2 常置委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総会において選出された大学の代表者  
若干名

(2) 理事会が国立大学の教員の中から選任した者  
若干名

3 常置委員会の委員の任期は、2年とする。

4 第16条第2項及び第3項の規定は、大学の代表者たる常置委員会の委員に準用する。

(特別委員会)

第23条 臨時に特別の事項を調査研究するため必要があるときは、理事会の議により特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員は、理事会が選任する。この場合においては国立大学の教員を委員に加えることができる。

(委員長)

第24条 委員長は、委員会において委員の互選により定める。

2 委員長は、総会において、その委員会の担当事項について報告をしなければならない。

3 特別委員会の委員長は、理事会に出席し、その委員会の担当事項について意見を述べることができる。

(定足数及び表決)

第25条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第26条 委員会は、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

(小委員会)

第27条 委員会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(教員の意見陳述)

第28条 国立大学の教員は、協会の事業に関して協会に対し意見を述べることができる。

2 前項の意見は、文書で提出するものとする。

3 意見が協会に提出されたときは、会長は、これを関係のある事項を担当する委員会に回付するものとする。

4 前項の規定により、意見の回付を受けた委員会は、必要があると認めるときは、口頭によってその教員の意見を聴取することができる。

#### 第5節 大学運営協議会

(大学運営協議会)

第29条 協会に、大学運営協議会を置く。

2 大学運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

#### 第6節 監事

(監事)

第30条 協会に、監事2人を置く。

2 監事は、総会で互選された大学の代表者をもってあてる。

(監事の任期)

第31条 監事の任期は、2年とする。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、監事に準用する。

3 監事が常置委員会の委員長になったときは、監事の地位を失う。

(監事の職務)

第32条 監事は、協会の会計及び会務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第33条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第34条 協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第35条 会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(予算及び決算)

第36条 協会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

#### 第6章 事務局

(事務局及び事務職員)

第37条 協会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、主事及び事務職員若干名を置く。

3 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

4 主事は、会長及び事務局長の指揮を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務職員は、協会の庶務に従事する。

#### 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において、会員総数の3分の2以上の代表者の同意がなければ、変更することができない。

附 則

1 この会則は、昭和40年4月1日から施行する。

2 国立大学協会会則(昭和25年7月13日施行。



以下「旧会則」という。)は、廃止する。

- 3 この会則施行の際現に在任する会長、副会長、理事、監事及び常置委員会の委員は、次項の規定により後任者が選任されるまで在任するものとする。
- 4 この会則施行後最初の総会において、理事、監事及び常置委員会の委員の選任をしなければならない。
- 5 この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員は、別段の措置がなされない限り、引き続き在任するものとする。
- 6 第22条第2項第2号の委員の数は、当分の間、同項第1号の委員の数の3分の1以内とする。
- 7 この会則施行の際現に設置されている常置委員会は、第22条第2項第2号の委員が選任されるまでの間、従前の例により、その任務を行なうことができる。
- 8 旧会則の規定によりなされた措置は、別段の定めがなされない限り、その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

## 2. 大学運営協議会規程中一部改正

(昭和39.11.26 第33回総会可決)

大学運営協議会規程の一部を次のように改正する。

第一条中、「第十三条の二」を「第二十九条」に改める。

第七条第一項第二号を次のように改める。

### 二 常置委員会の委員長

第七条第一項第三号及び第四項中、「学長」を「代表者」に改める。

(注) 昭和39年11月26日第33回総会可決

附 則

この改正は、昭和40年4月1日から施行する。

## 3. 理事及び監事総会互選要領

(昭和39.11.26 第33回総会可決)

理事21人(会則第15条)及び監事2人(会則第30条)の総会互選については、次の方法による。

- 1) 理事は、別表の地区別定員により、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会を諮って決定する。
- 2) 監事の互選は、理事及び各常置委員会の委員長の互選をまってこれを行なう。
- 3) 監事は、理事及び各常置委員会の委員長以外の大学の代表者のうちから、理事会がその候補者を選考し、これを総会に諮って決定する。

(別表)

理事地区別定員表

地区別	所属大学	理事定員
北海道、東北地区	北海道、北海道学芸、室蘭工業、小樽商科、帯広畜産、弘前、岩手、東北、秋田、山形、福島	3
関東、甲信越地区	茨城、宇都宮、群馬、埼玉、千葉、東京、東京外語、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京教育、東京工業、お茶の水、電気通信、一橋、東京医歯、東京商船、東京水産、横浜国立、新潟、山梨、信州	6
中部地区	富山、金沢、福井、岐阜、静岡、名古屋、愛知学芸、名古屋工、三重	3
近畿地区	滋賀、京都、京都学芸、京都工芸、大阪、大阪外語、大阪学芸、神戸、神戸商船、奈良学芸、奈良女子、和歌山	3
中国、四国地区	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	3
九州地区	福岡学芸、九州、九州工業、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	3

## 4. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領

(昭和39.11.26 第33回総会可決)

1. 国立大学の代表者は、何れか1の常置委員会の委員になるものとする。ただし会長及び副会長は常置委員会の委員にはならない。
2. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の選出は、理事会において各常置委員会の定数により委員候補者を選考し、これを総会に諮って決定する。
3. 前項により、理事会において各常置委員会の

委員候補者を選考するにあたっては、各国立大学の代表者の希望をきくほか、それぞれの専門、所属大学の種別、地区等を考慮してこれを行なう。

- 各常置委員会の国立大学の代表者である委員の定数は、次のとおりとする。

各常置委員会委員定数表

常置委員会	委員定数
第 1	10
第 2	10
第 3	10
第 4	10
第 5	10
第 6	10
第 7	9
計	69

了解事項

- 会長、副会長は随時何れの委員会にも出席することができる。
- 各常置委員会の委員は、希望により所属以外の常置委員会に、その委員長の諒解を得て出席することができる。

## 5. 国立大学協会会則第22条 第2項第2号の委員選任 要領

(昭和39.11.26 第33回総会可決)

理事会において行なう、国立大学の教員である常置委員会の委員(以下「委員」という。)の選任については、次の方法による。

- 理事会において、委員の候補者を選考するにあたっては、各常置委員会の担当事項及び大学の種別等を考慮するとともに特定の地区にかたよらないように留意して、これを行なう。
- 同一の大学の代表者及び教員は、同一の常置委員会の委員としない。
- 理事会は、前2項により委員の候補者を選考したときは、所属大学長及び当該候補者の了承を得て、これを選任する。

## 6. 会費の基準

(昭和39, 11, 27 第33回総会可決)

国立大学協会における各大学の会費は、学部数による負担額と決算額による負担額の合計額とする。

イ、学部数による負担額は、一学部当たり26,000円とする。

ロ、決算額による負担額は、前々年度における当該大学の(項)国立学校(目)校費および光熱水料決算額の0.03%とする。

ただし、当分の間これにより算出した各大学の負担額が、前年度に比し10%を超える場合は、これを10%にとどめる。

## 7. 国立大学等の施設整備について

国立大学等の施設の現状は、関係各方面の理解と協力により、逐年整備されつつあるにもかかわらず、いまだに、その不足および危険坪数は、必要総坪数の40%を上廻っている状態である。

当協会は、ここに、国立大学等の施設の現状と整備の立ち遅れの実態を調査し、広く一般の理解を得るとともに、これが整備の緊急性を訴えるものである。

特に、過般国立学校特別会計制度が設けられたについては、その大きな理由が、国立大学等の施設整備を促進することにあつたことからみて、今後、政府においても、この制度をじゅうぶんに活用し、速かに、これらの整備を完成されるよう、ここに強く要望するものである。

昭和39年11月

国立大学協会

### 1. 国立大学等の施設の実態について

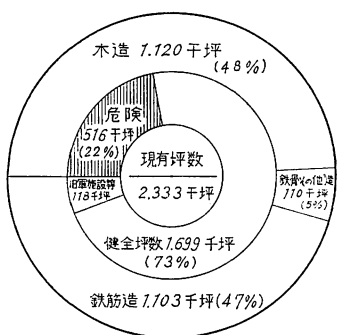
(昭和39. 5. 1 現在)

#### (1) 現有坪数と構造別坪数

現有坪数	構造別坪数内訳		
	木造(%)	鉄筋造(%)	鉄骨その他造(%)
2,333,245	1,120,134 (48)	1,102,924 (47)	110,187 (5)

(注) %は現有坪数を100とした場合の割合を示す。

(1) 現有建物の構造別坪数および危険坪数等

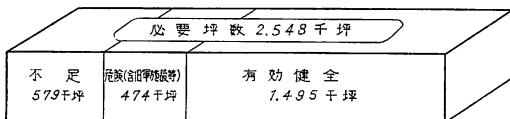


(2) 現状における必要坪数と要整備坪数

必要坪数	要整備坪数 (%)	内 訳	
		不足 (%)	危険(含旧軍施設等) (%)
2,547,823	1,052,713 (41)	579,163 (23)	473,550 (18)

(注) %は必要坪数を100とした場合の割合を示す。

(2) 現状における必要坪数と要整備坪数

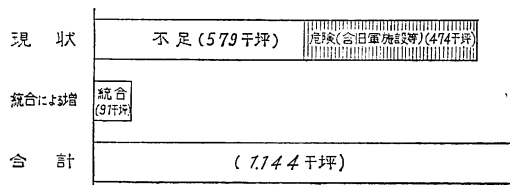


(3) 現状における要整備坪数と統合による要整備坪数の増加 (単位:坪)

区 分	不足	危険(含旧軍施設等)	統 合	合 計
現 状	579,163	473,550	0	1,052,713
統合による増	—	—	91,372	91,372
計 合	579,163	473,550	91,372	1,144,085

(注) 統合による要整備坪数は約343千坪であるが、このうち約250千坪は現状においても、整備を要するので統合により増加する要整備坪数は、差引き約91千坪である。

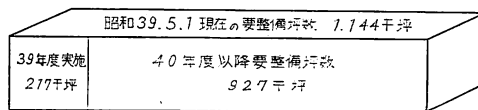
(3) 要整備坪数の合計



(4) 昭和40年度以降の要整備坪数

昭39.5.1現在 要整備坪数	昭和39年度 実施予定坪数	昭和40年度 以降坪数
1,144,085	217,454	926,631

(4) 昭和40年度以降の要整備坪数



以上で明らかのように、国立大学等の施設の現状は、必要坪数の41%について整備を要することになるので、今年度実施分をさしひいても、なお36%の坪数について整備を要する現状である。さらに、今後これに加算される要素として、学生増募や、高専の新設があるので、施設整備費は飛躍的に増額しなければならない。

2. 施設整備当面の問題点

(1) 学生増募に対応する施設の整備

昭和40年度からはじまる学生増に対する対策は、すべての面から総合的に行なわれなければならないが、特に、施設の整備はこの対策としてもっとも肝要なことである。

(2) 危険、建物および旧軍施設等不適格建物の整備

国立学校の中には、まだ「おぼけ校舎」といわれる危険建物、「つわものどもの夢のあと」そのままの不適格建物が相当にある。これらの建物は、できるだけ早く改築して、国立の名に恥じないような外観と内容を整えなければならない。

(3) 統合、移転のために必要な施設の整備

長い間、「たこ足大学」の異名に甘んじてきた大学はかなりの数にのぼっている。これらの中には、改築あるいは学部の改組、学生の増募を機会に、統合移転しようとする気運が澎湃としておこってきている。この機会に、この計画を強力に推進することは、国家百年の計の上からも是非必要なことである。

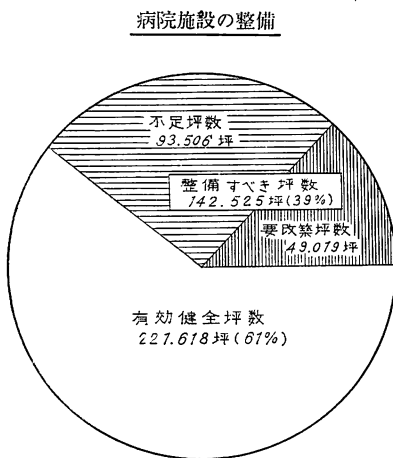
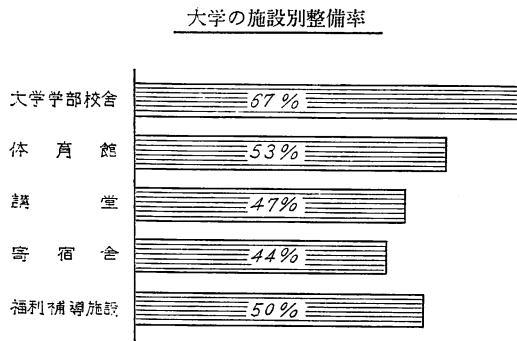
(4) 施設のひずみの是正

大学の施設の中のひずみともいべき、学生の厚生補導関係施設や図書館、体育館の施設に

についてはその整備を促進して、これを是正していかなければならない。

(5) 病院施設の整備

病院施設は、教育研究機関として、また、公共性をもつ診療機関として、その機能をじゅう分に発揮しなければならないが、このためには日進月歩の医学の進歩に歩調を合わせて、病院の施設、設備を整備しなければならない。



3. 昭和40年度における国立学校施設整備費について

(1) 概要

昭和40年度は、第1次5カ年計画の最終年度にあたるが、学生増のことなどもあって、あらたに暫定3カ年計画を設定し、これにもとづく初年度分として約481億円（内訳10頁参照）の整備費を必要とする。

(2) 骨子

イ 学生増募関係施設

昭和39年度迄の学科、研究所等の新設およ

び高専の新設に対しては、従来の方針を踏襲して必要施設を整備することとし、昭和40年度増募4,000名分については、少なくとも一般教養施設の全部と専門課程施設の3分の1を整備する必要がある。

なお、昭和40年度に新設される高専、養護教諭養成所、研究所についても、年次計画にしたがって必要施設を整備する必要がある。

ロ 既設学部等関係施設

不足、危険、統合等による既設学部等の整備にあたっては、学生増募等の関係を考慮しつつ、できるだけ実情に即して整備を推進する必要がある。

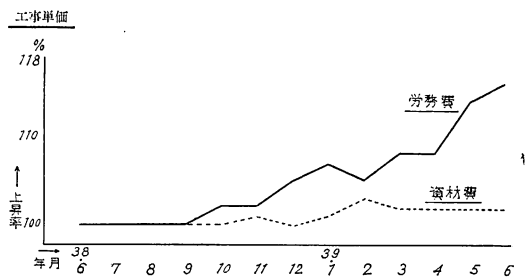
ハ 工事単価

物価および労務費の上昇を考慮して、前年度より約6%以上の増を必要とする。

ニ その他

寄宿舎、図書館等夜間においても使用する施設については、全地域について暖房設備を行なうこととし、その他の施設については、あらたに地域として滋賀、鳥取、島根の各県を加えるべきである。なお、特に暑い地方にある付属病院の施設については冷房施設（空調和）を実施する必要がある。

労務費・資材費の上昇率



(注) 工事費は概ね、資材費、7、労務費3の割合で構成されているので、その重み付上昇率は6.2%となる。

(3) 事項別要求額

イ 建物の整備費 421 億円 (34万4千坪)

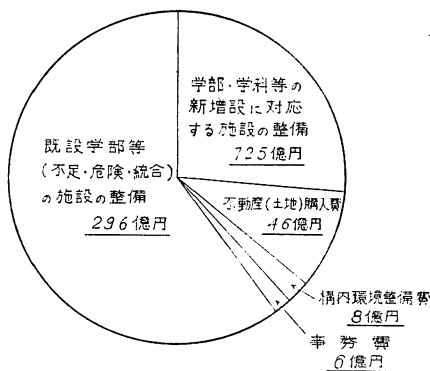
昭和40年度国立学校施設整備費要求額 481億円

学部学科等の  
新增設に対応  
する施設の整  
備

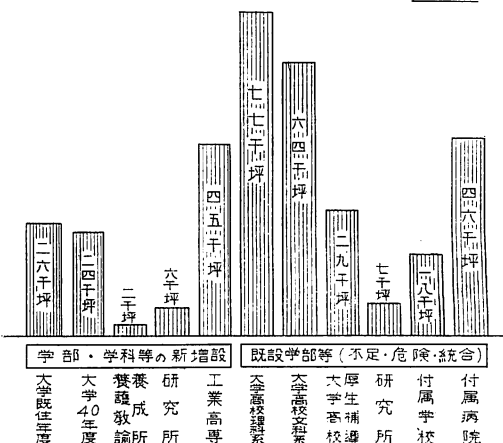
大学 { 既上年度.....32億円  
          (2万6千坪)  
          40年度.....29億円  
          (2万4千坪)  
          養護教諭養成所.....2億円  
          (2千坪)  
          研 究 所.....14億円  
          (6千坪)  
          工 業 高 専.....48億円  
          (4万5千坪)

既設学部等  
(不足、危険、  
統合)の施設  
の整備

大学 { 理科系.....96億円  
          (7万7千坪)  
          文科系.....73億円  
          (6万4千坪)  
          厚生補導.....33億円  
          (2万9千坪)  
          研 究 所.....9億円  
          (7千坪)  
          付 属 学 校.....19億円  
          (1万8千坪)  
          付 属 病 院.....66億円  
          (4万6千坪)



- ロ 構内環境整備費..... 8億円
- ハ 不動産(土地)購入費.....46億円
- ニ 事 務 費..... 6億円
- ホ 合 計..... 481億円  
(34万4千坪)

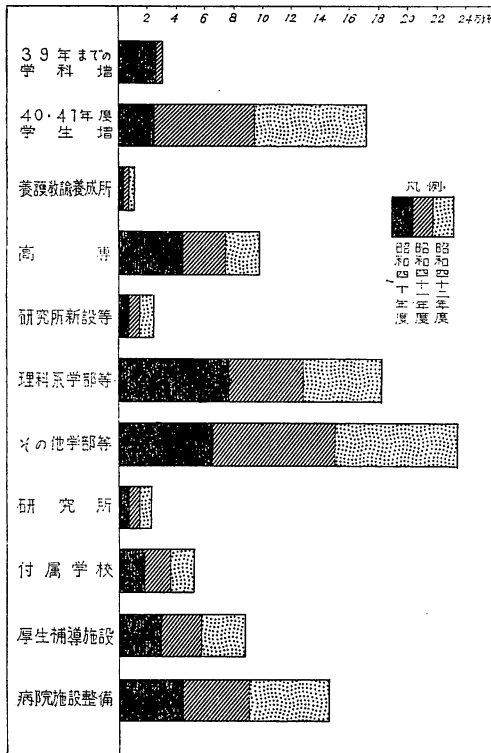


参考1

暫定3カ年計画年次割一覽表

項 目	総 数		40 年 度		41 年 度		42 年 度	
	坪 数	金 額	坪 数	金 額	坪 数	金 額	坪 数	金 額
1. 学生増募等施設整備	307,230	33,927,326	104,515	12,771,108	108,552	13,901,556	94,163	12,254,662
(1) 39年度までの埋科系 学科増	29,299	3,637,711	26,084	3,239,051	3,215	398,660	—	—
(2) 学生急増施設整備	152,360	18,301,520	25,173	3,029,136	66,053	7,918,976	61,134	7,353,408
(3) 養護教諭養成所	6,688	759,744	2,000	228,000	2,000	228,000	2,688	303,744
(4) 高 専	94,883	10,288,870	45,220	4,825,940	28,322	3,115,420	21,341	2,347,510
(5) 研 究 所 新・増設	24,000	5,939,481	6,038	1,448,981	8,962	2,240,500	9,000	2,250,000
2. 既設学部等施設整備	578,823	70,925,468	193,648	23,594,788	192,587	23,665,238	192,538	23,655,392
(1) 理科系学部等	182,238	22,551,583	75,980	9,375,591	53,129	6,587,996	53,123	6,587,996
(2) その他学部等	234,966	26,820,340	63,794	7,306,732	85,586	9,756,804	85,586	9,756,804
(3) 研 究 所	22,929	3,236,292	6,741	921,408	8,094	1,157,442	8,034	1,157,442
(4) 付 属 学 校	51,102	5,299,189	18,101	1,867,085	16,500	1,716,000	16,501	1,716,104
(5) 厚生補導施設	87,588	10,013,595	29,032	3,319,503	29,278	3,347,046	29,278	3,347,046
(6) 構内環境整備	—	3,004,469	—	804,469	—	1,100,000	—	1,100,000
3. 病院施設整備	146,674	23,907,862	45,840	6,583,494	43,934	7,548,948	56,900	9,775,420
合 計	1,032,727	133,760,656	344,003	42,949,390	345,023	45,115,792	343,651	45,695,474

国立学校施設整備暫定3カ年計画



参考 2

(1) 国立学校特別会計法制定の趣旨

昭和39年度に、国立学校特別会計法が制定施行されたが、これが制定された趣旨にかんがみ、一般会計よりの繰り入れは勿論、財政投融资の拡充等により、可能な限り国立学校の施設を整備し、これを充実すべきである。

(2) 覚書 (昭和39年2月27日 文部事務次官・大蔵省主計局長)

- この特別会計は、国立学校の内容の充実をはかり、かつ、今後における整備を促進する趣旨のものである。
- この特別会計は、国立学校会計の独立採算を目的とするものではない。したがって、特別会計にしたことを理由として授業料等の値上げを意図することはない。
- この特別会計に属する不用の財産を処分して、その収入を国立学校の内容充実にあてることを容易にするため、今後においても必要がある場合においては、建交換を行なうに必要な予算と国庫債務負担行為の計上を図ることとする。

ととする。

- この特別会計の歳出予算の移流用については、教育研究の実情に即して弾力的な取扱いをするように努めることとする。

## 8. 特別会計制度協議会関係資料

(1) 特別会計制度協議会委員名簿

小委員◎ 専門委員○印

- 文部事務次官 (議長代理) 小林 行 雄  
 ◎大学学術局長 杉 江 清  
 管理局長 斎 藤 正  
 官 房 長 西 田 剛  
 ◎官房会計課長 岩 間 英太郎  
 ○大学 課 長 井 内 慶次郎  
 ○会計課副長 甲 斐 安 夫  
 東京大学長 (議長) 大河内 一 男  
 ◎横浜国立大学長 黒 沢 清  
 ◎北海道大学長 杉野目 晴 貞  
 福島大学長 服 部 英太郎  
 東京工業大学長 大 山 義 年  
 一橋大学長 増 田 四 郎  
 岐阜大学長 四 方 博  
 ○東京大学事務局長 鶴 田 酒造雄  
 ○群馬大学事務局長 海 野 正 次  
 ○埼玉大学事務局長 上 山 定 治  
 ○一橋大学事務局長 錦 織 武

(2) 国立学校特別会計法の一部を改正する法律案要綱

国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資すると認められる場合、その移転先の用地の取得費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転に伴い不用となる財産の処分収入をもって償還することができる見込みがあるときは、当分の間、この会計の負担において、借入金を行うことができることとする。

(3) 国立学校特別会計法の一部を改正する法律

国立学校特別会計法 (昭和39年法律第55号) の一部を次のように改正する。

附則中第9項以下を1項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 この会計においては、第7条第1項の規定によるほか、当分の間、国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなると認められる場合において、その移転に要する用地の取得費を支弁するため必要があり、かつ、当該移転に伴い不要となる財産の処分収入をもって償還することができる見込みがあるときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、同項の借入金の例により借入金を行うことができる。

附 則

この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

理 由

この会計において、当分の間、国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなると認められる場合、その移転用地取得費を支弁するため必要があるときは、借入金を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(附) 参照

国立学校特別会計法(抄)

(昭和39年法律第55号)

(借入金)

第7条 この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

(二) 昭和40年度文部省所管 国立学校特別会計  
甲号 歳入歳出予算計画書

昭和40年度国立学校特別会計

歳入予定額は 167,589,705,000円

歳出予定額は 167,589,705,000円

であって、これを前年度予算に比較すると、次のとおりである。

区分	昭和40年度 予 定 額	前 年 度 予 算 額	比較増△減
歳入	167,589,705,000円	140,800,025,000円	26,789,680,000円
歳出	167,589,705,000円	140,800,025,000円	26,789,680,000円

上記本年度歳入歳出予算額は、以下に定める科目区分に従って収入又は支出する予定であるが、その各項について説明すると、次のとおりである。

(前年度予算額は、本年度予定額との比較対照のため組替掲記したので、成立予算額とは符号しない。)

歳 入

(項) 一般会計より受入

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
一般会計より受入	134,560,273,000円	115,716,965,000円

(説明) 「国立学校特別会計法」第3条第2項の規定により、国立学校の管理運営費及び施設費等の財源の一部を一般会計から受け入れる収入である。

(項) 借入金

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
借 入 金	3,500,000,000円	1,000,000,000円

(説明) 大学附属病院の施設整備及び大阪大学の移転統合に必要な用地取得のための財源として、資金運用部資金を借り入れる収入である。

(項) 附属病院収入

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
附属病院収入	21,725,243,000円	17,547,283,000円

(説明) 大学附属病院における入院及び外来患者の診療収入である。

(項) 授業料及び入学検定料

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
授業料及び入学検定料	3,743,038,000円	3,195,604,000円

(説明) 授業料、入学科及び検定料の収入である。

(項) 学校財産処分収入

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
学校財産処分収入	1,700,000,000円	1,500,000,000円

(説明) 特定の土地、建物等の売払代である。

(項) 雑収入

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
雑 収 入	2,161,151,000円	1,840,173,000円

(説明) 学校財産貸付料及び演習林収入等の収入である。

(項) 予備収入

予備収入	200,000,000	円	円
			0

(説明) 予見し難い必要に基づく経費の財源に充てるため、一般会計から受入れる収入を予定したものである。

歳 出

(項) 国立学校

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
国立学校管理に必要な経費	61,199,209,000	55,300,216,000

(説明) 「国立学校設置法」に定める国立の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校及び国立の大学又は大学学部附属の学校、農場、演習林その他の教育施設並びに国立大学附置の工業教員養成所及び養護教諭養成所(仮称)の管理運営のため必要な経費である。

事 項	昭和40年度予定額	前年度予算額
研究教育に必要な経費	19,950,798,000	16,291,872,000

(説明) 国立学校における教官の研究、学生生徒の教育及び黒潮共同調査等に必要な経費である。

特殊施設に必要な経費	1,590,590,000	1,345,742,000
------------	---------------	---------------

(説明) 国立学校において、教官の研究及び学生生徒の教育実習施設のうち、特別の経費を必要とする図書館、農場、演習林、植物園、実験工場、実習船舶及び家畜病院等の特殊施設を維持運営するとともに実験用動物を飼育する等のため必要な経費である。

学生の厚生補導に必要な経費	763,370,000	594,430,000
---------------	-------------	-------------

(説明) 学生寄宿舎、運動場及び一般教養図書等学生の厚生施設の整備を図ることともに、学生の保健衛生の向上及び就職の指導あつ旋等学生の補導を行なうため必要な経費である。

設備及び施設の更新拡充に必要な経費	9,739,793,000	8,486,730,000
-------------------	---------------	---------------

(説明) 国立学校における図書、機械及び備品の整備充実、船舶需要品等の更新拡充、防火施設の整備並びに実習船の代船建造等に必要な経費である。

(項) 大学附属病院

大学附属病院管理に必要な経費	10,063,602,000	9,269,438,000
----------------	----------------	---------------

(説明) 「国立学校設置法」に定める国立大学の医学

部、歯学部及び研究所に附属する病院の管理運営のため必要な経費である。

患者の診療に必要な経費	12,555,993,000	10,012,290,000
-------------	----------------	----------------

(説明) 臨床医学研究をかねて一般診療を行なうため必要な経費である。

学術研究に必要な経費	965,338,000	779,491,000
------------	-------------	-------------

(説明) 臨床医学研究及び学生の教育実習を行なうため必要な経費である。

設備の充実に必要な経費	1,856,504,000	1,560,301,000
-------------	---------------	---------------

(説明) 大学附属病院における診療用の機械器具及び管理用の備品を整備充実するため必要な経費である。

看護学校等に必要な経費	309,481,000	273,004,000
-------------	-------------	-------------

(説明) 「国立学校設置法」に定める国立の看護学校、助産婦学校、診療エックス線技師学校、歯科衛生士学校、歯科技工士学校、衛生検査技師学校及び保健婦学校の管理運営のため必要な経費である。

(項) 大学附置研究所

大学附置研究所管理に必要な経費	4,498,786,000	4,012,884,000
-----------------	---------------	---------------

(説明) 「国立学校設置法」に定める国立大学附置研究所の管理運営のため必要な経費である。

学術研究に必要な経費	2,985,464,000	2,498,028,000
------------	---------------	---------------

(説明) 大学附置研究所の各研究部門における教官等の研究及び研究成果の刊行等を行なうため必要な経費である。

設備の充実に必要な経費	2,129,669,000	1,819,441,000
-------------	---------------	---------------

(説明) 大学附置研究所における研究用の機械器具及び管理用の備品を整備充実するため必要な経費である。

特別事業等に必要な経費	3,302,358,000	1,856,082,000
-------------	---------------	---------------

(説明) 大学附置研究所におけるロケットによる超高度物理現象の観測、国際地球内部開発計画に基づく観測、その他各種の観測、試作、研究、共同利用研究施設の運営及び海洋観測用研究船の建造のため必要な経費である。



## (項) 施設整備費

施設整備に必要な経費	35,200,000,000	26,567,576,000
------------	----------------	----------------

(説明) 国立学校、大学附属病院及び大学附置研究所の施設の整理に必要な経費である。

## (項) 予備費

予備費	300,000,000	100,000,000
-----	-------------	-------------

(説明) 予見し難い予算の不足に充てるため予備費である。

## (項) 国債整理基金特別会計へ繰入

国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	178,750,000	32,500,000
----------------------	-------------	------------

(説明) 借入金の利子を国債整理基金特別会計へ繰入れる経費である。

## 歳入歳出予定額科目別表

科 目	昭和40年度予定額	前年度予算額	比較増△減
	円	円	円
歳 入			
他会計より受入			
一般会計より受入	—	—	—
1. 一般会計より受入	134,560,273,000	115,716,965,000	18,843,308,000
借 入 金			
借 入 金	—	—	—
1. 借 入 金	3,500,000,000	1,000,000,000	2,500,000,000
附 属 病 院 収 入			
附 属 病 院 収 入	—	—	—
1. 附 属 病 院 収 入	21,725,243,000	17,547,283,000	4,177,960,000
授 業 料 及 入 学 検 定 料			
授 業 料 及 入 学 検 定 料	3,743,038,000	3,195,604,000	547,434,000
1. 授 業 料	2,826,036,000	2,515,874,000	310,162,000
2. 入 学 料 及 検 定 料	917,002,000	679,730,000	237,272,000
学 校 財 産 処 分 収 入			
学 校 財 産 処 分 収 入	—	—	—
1. 学 校 財 産 処 分 収 入	1,700,000,000	1,500,000,000	200,000,000
雑 収 入			
雑 収 入	2,161,151,000	1,840,173,000	320,978,000
1. 学 校 財 産 貸 付 料	53,611,000	49,824,000	3,787,000
2. 公 務 員 宿 舎 貸 付 料	81,197,000	68,760,000	12,437,000
3. 版 権 及 特 許 権 等 収 入	28,994,000	25,976,000	3,018,000
4. 寄 宿 料	82,486,000	59,276,000	23,210,000
5. 入 場 料 等 収 入	76,414,000	66,053,000	10,361,000
6. 用 途 指 定 寄 附 金 受 入	456,000,000	306,000,000	150,000,000
7. 受 託 調 査 試 験 等 収 入	252,920,000	200,302,000	52,618,000
8. 家 畜 治 療 収 入	13,289,000	12,944,000	345,000
9. 弁 償 及 違 約 金	1,528,000	1,257,000	271,000
10. 農 場 収 入	172,997,000	166,990,000	6,007,000
11. 演 習 林 収 入	742,030,000	741,039,000	991,000
12. 刊 行 物 等 売 払 代	33,267,000	29,509,000	3,758,000
13. 不 用 物 品 売 払 代	50,326,000	46,159,000	4,167,000
14. 日 本 学 校 安 全 会 保 護 者 負 担 金 受 入	2,289,000	2,063,000	226,000

科 目	昭和40年度予定額	前年度予算額	比較増△減
15. 自作農創設特別措置特別会計 より受入	7,969,000	0	7,969,000
16. 預託金利息収入	5,297,000	0	5,297,000
17. 雑 入	100,537,000	64,021,000	36,516,000
予 備 収 入			
予 備 収 入	—	—	—
1. 予 備 収 入	200,000,000	0	200,000,000
歳 入 合 計	167,589,705,000	140,800,025,000	26,789,680,000
歳 出			
国 立 学 校	93,243,760,000	82,018,990,000	11,224,770,000
1. 職 員 俸 給	32,223,784,000	29,025,845,000	3,197,939,000
2. 扶 養 手 当	646,247,000	635,278,000	10,969,000
3. 暫 定 手 当	878,328,000	1,844,181,000	△ 965,853,000
4. 職 員 諸 手 当	1,703,028,000	1,348,163,000	354,865,000
5. 職 員 特 別 手 当	11,714,698,000	10,774,970,000	939,728,000
6. 超 過 勤 務 手 当	912,286,000	838,077,000	74,209,000
7. 非 常 勤 職 員 手 当	738,861,000	632,402,000	106,459,000
8. 休 職 者 給 与	191,795,000	161,627,000	30,168,000
9. 公 務 災 害 補 償 費	24,916,000	22,119,000	2,797,000
10. 退 官 退 職 手 当	3,469,536,000	2,856,618,000	612,918,000
11. 傭 外 国 人 給 与	163,408,000	132,506,000	30,902,000
12. 諸 謝 金	85,337,000	74,736,000	10,601,000
13. 職 員 旅 費	833,057,000	703,231,000	129,826,000
14. 受 託 研 究 旅 費	3,553,000	3,010,000	543,000
15. 赴 任 旅 費	113,274,000	86,358,000	26,916,000
16. 外 国 旅 費	9,326,000	6,823,000	2,503,000
17. 講 師 等 旅 費	76,857,000	62,971,000	13,886,000
18. 外 国 人 教 師 招 へ 及 帰 国 旅 費	13,190,000	11,957,000	1,233,000
19. 航 海 日 当 食 卓 料	34,019,000	38,173,000	△ 4,154,000
20. 校 費	29,595,166,000	24,851,755,000	4,743,411,000
21. 実 習 船 運 航 費	194,654,000	184,917,000	9,737,000
22. 受 託 研 究 費	53,877,000	33,833,000	20,044,000
23. 受 託 研 究 員 費	44,844,000	41,020,000	3,824,000
24. 土 地 建 物 借 料	14,217,000	16,943,000	△ 2,726,000
25. 各 所 修 繕	2,195,797,000	1,889,880,000	305,917,000
26. 自 動 車 交 換 差 金	205,500,000	61,500,000	144,000,000
27. 実 習 船 食 糧 費	17,456,000	17,497,000	△ 41,000
28. 各 所 新 営	1,140,410,000	977,087,000	163,323,000
29. 実 習 船 建 造 費	93,750,000	52,500,000	41,250,000
30. 実 習 船 整 備 費	79,552,000	45,366,000	34,186,000
31. 防 火 施 設 整 備 費	82,459,000	79,986,000	2,473,000
32. 運 動 場 整 備 費	175,919,000	147,388,000	28,531,000
33. 国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	4,961,812,000	3,989,926,000	971,886,000
34. 下 水 道 受 益 者 負 担 金	24,362,000	0	24,362,000
35. 日 本 学 校 安 全 会 共 済 掛 金 交 付 金	3,811,000	3,526,000	285,000
36. 奨 学 交 付 金	456,000,000	306,000,000	150,000,000
37. 農 場 及 演 習 林 所 在 町 村 交 付 金	11,281,000	11,281,000	0

科 目	昭和40年度予定額	前年度予算額	比較増△減
	円	円	円
38. 国有資産所在市町村交付金	31,945,000	27,461,000	4,484,000
39. 交 際 費	21,250,000	20,079,000	1,171,000
40. 賠償償還及払戻金	2,000,000	2,000,000	0
41. 国有特許発明補償費	2,198,000	0	2,198,000
大学附属病院	25,750,918,000	21,894,524,000	3,856,394,000
1. 職 員 俸 給	5,551,186,000	5,089,365,000	461,821,000
2. 扶 養 手 当	85,959,000	83,339,000	2,620,000
3. 暫 定 手 当	161,895,000	326,492,000	△ 164,597,000
4. 職 員 諸 手 当	267,522,000	215,887,000	51,635,000
5. 職 員 特 別 手 当	2,019,462,000	1,840,444,000	179,018,000
6. 超 過 勤 務 手 当	988,504,000	862,897,000	125,607,000
7. 非 常 勤 職 員 手 当	49,318,000	41,870,000	7,448,000
8. 生 徒 手 当	1,200,000	1,200,000	0
9. 諸 謝 金	2,239,000	2,239,000	0
10. 職 員 旅 費	52,259,000	44,461,000	7,798,000
11. 講 師 等 旅 費	2,838,000	2,816,000	22,000
12. 校 費	2,897,296,000	2,435,707,000	461,589,000
13. 光 熱 水 料	491,293,000	437,084,000	54,209,000
14. 医 療 費	9,651,750,000	7,523,763,000	2,127,987,000
15. 患 者 用 品 費	55,243,000	37,174,000	18,069,000
16. 医 療 機 器 整 備 費	1,109,298,000	966,871,000	142,427,000
17. 学 用 患 者 費	680,103,000	538,596,000	141,507,000
18. 土 地 建 物 借 料	4,571,000	4,461,000	110,000
19. 各 所 修 繕	110,430,000	63,408,000	47,022,000
20. 自 動 車 交 換 差 金	9,750,000	9,000,000	750,000
21. 患 者 食 糧 費	1,198,611,000	1,032,749,000	165,862,000
22. 生 徒 食 糧 費	110,216,000	100,974,000	9,242,000
23. 各 所 新 営	249,975,000	233,727,000	16,248,000
大学附置研究所	12,916,277,000	10,186,435,000	2,729,842,000
1. 職 員 俸 給	2,819,480,000	2,409,761,000	409,719,000
2. 扶 養 手 当	53,344,000	50,776,000	2,568,000
3. 暫 定 手 当	110,831,000	258,016,000	△ 147,185,000
4. 職 員 諸 手 当	124,683,000	107,963,000	16,720,000
5. 職 員 特 別 手 当	1,036,546,000	874,115,000	162,431,000
6. 超 過 勤 務 手 当	157,878,000	147,881,000	9,997,000
7. 非 常 勤 職 員 手 当	4,538,000	3,659,000	879,000
8. 傭 外 国 人 給 与	1,272,000	1,176,000	96,000
9. 諸 謝 金	5,367,000	3,608,000	1,759,000
10. 職 員 旅 費	127,823,000	108,142,000	19,681,000
11. 受 託 研 究 旅 費	5,280,000	4,250,000	1,030,000
12. 外 国 旅 費	1,961,000	0	1,961,000
13. 研 究 員 等 旅 費	68,083,000	55,823,000	12,260,000
14. 航 海 日 当 食 卓 料	2,584,000	2,416,000	168,000
15. 校 費	6,745,707,000	5,016,140,000	1,729,567,000
16. 研 究 船 運 航 費	19,385,000	15,672,000	3,713,000
17. 研 究 所 特 別 設 備 費	1,021,710,000	960,973,000	60,737,000
18. 受 託 研 究 費	125,190,000	101,927,000	23,263,000

科 目	昭和40年度予定額	前年度予算額	比較増△減
	円	円	円
19. 土地建物借料	956,000	1,259,000	△ 303,000
20. 自動車交換差金	15,750,000	8,250,000	7,500,000
21. 各所新営	55,409,000	54,628,000	781,000
22. 研究船建造費	412,500,000	0	412,500,000
施設整備費	35,200,000,000	26,567,576,000	8,632,424,000
1. 諸謝金	300,000	485,000	△ 185,000
2. 設計監理謝金	281,083,000	227,927,000	53,156,000
3. 職員旅費	93,545,000	75,636,000	17,909,000
4. 校費	93,545,000	75,636,000	17,909,000
5. 学校施設費	25,922,330,000	21,853,464,000	4,068,866,000
6. 病院施設費	5,309,197,000	3,546,660,000	1,762,537,000
7. 不動産購入金	3,488,000,000	787,574,000	2,700,426,000
8. 離作等補償金	12,000,000	0	12,000,000
委員等旅費	0	194,000	△ 194,000
国債整理基金特別会計へ繰入			
1. 国債整理基金特別会計へ繰入	178,750,000	32,500,000	146,250,000
予備費	300,000,000	100,000,000	200,000,000
歳出合計	167,589,705,000	140,800,025,000	26,789,680,000

丙号 繰越明許費要求書

(項) 大学附置研究所のうち  
研究所特別設備費

上記の経費は、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであるが、計画又は設計に関する諸条件、製造又は輸送の困難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用できることとする必要がある。

(項) 施設整備費

上記の経費は、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであるが、計画又は設計に関する諸条件、事業遂行に伴う補償処理の必要、気象又は用地の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるので、本年度の支出残額を翌年度に繰り越して使用できることとする必要がある。

丁号 国庫債務負担行為要求書

(事項) 研究船建造

東京大学海洋研究所における研究船の建造は、設計及び建造に多くの日数を要するため、建造の工程が昭和41年度及び昭和42年度に及ぶものについても、あらかじめ昭和40年度において契約を結ぶ必要があるので、1,650,000,000円を限り、昭和40年度、昭和41年度及び昭和42年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶ必要がある。

(事項) 学校施設整備

営繕工事等施設整備は、多くの日数を要するため、工事の工程が昭和41年度に及ぶものについても、あらかじめ昭和40年度において契約を結ぶ必要があるので、2,800,000,000円を限り、昭和40年度及び昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶ必要がある。

(事項) 病院施設整備

営繕工事等施設整備は、多くの日数を要するため、工事の工程が昭和41年度に及ぶものについても、あらかじめ昭和40年度において契約を結ぶ必要があるので、4,500,000,000円を限り、昭和40年度及び昭和41年度において国庫の負担となる契約を昭和40年度において結ぶ必要がある。

## 9. 能研テストと大学入試との関係

一能研テスト追跡調査中間報告の概要一

昭和39年12月 財団法人 能力開発研究所

まえがき

当研究所は大学入学選抜制度の改善と高校生への進路指導に資することを目的として、高校生に対する学力・適性能力に関する共通テストを実施している。この能研テストがその目的、特に大学入学選抜制度の改善に積極的に寄与するためには、能研テストの成績と大学入試の成績・高校の学習成績・大学入学後の学業成績等との関係について追跡調査を行ない、これら成績相互の関係を明らかにすることが必要である。

そこで本年度から44大学に依頼して、昭和38年度に行なわれた第1回の能研テストの結果について追跡調査を実施することにした。この調査のうち、能研テストの成績と大学入試の成績・高校の学習成績との関係については、第1次調査としてすでに着手し、各大学の積極的なご協力によって多くの大学からのご報告をえることができたが、大学入学後の学業成績との関係については、大学入学後の学業成績が判明する昭和40年度以降に第2次調査として実施することになっている。

この調査に対しては各方面から強い関心が寄せられているので、第1次調査のうち、能研テストと大学入試との関係について、とりあえず中間整理を行ない、その概要をとりまとめた。

この調査の結果の詳細については、最終報告書において扱う予定であるが、今後大学・高校・教育委員会等の関係者、特にこの問題に関心をもたれる研究者からもご意見、ご批判をいただき、改善を加えるつもりである。

最後に調査の実施について全面的なご協力を惜しまれなかった大学関係者に対して深く感謝の意を表するものである。

### A 調査の対象・方法

#### 1. 調査の対象

この調査では、まず大学の地域的分布や入学者数等を考慮して、44校の大学を選定し、これらの

大学の合格者のうち、昭和38年度の能研テストを受験した者を対象とした。なお、特に依頼した10大学については、不合格者のうちの能研テスト受験者をも対象とした。第1次調査の結果をこの報告書に収めた大学は次の35大学（159学部、8,800人）である（11月末現在）。

福島、宇都宮、群馬、千葉、東京、東京教育、お茶の水女子、東京工業、東京学芸、横浜国立、新潟、金沢、静岡、名古屋、名古屋工業、京都、大阪、大阪学芸、奈良女子、神戸、広島、香川、高知、九州、長崎、熊本、鹿児島、大阪府立、大阪市立、国際基督教、早稲田、東京家政、フェリス女学院、同志社、関西学院  
上記中不合格者も調査した大学は次の10大学である。

東京、名古屋、京都、九州、東京学芸、広島、高知、横浜国立、鹿児島、国際基督教

#### 2. 調査の方法

各大学と能研とが協力して、大学合格者（10大学では不合格者も含む）のうちの能研テスト受験者の確認を行ない、大学においてそれらの者について能研テストの成績と大学入試の成績との相関関係等を測定し、能研において全体の取りまとめを行なった。

相関関係の測定には相関係数を用いたが、教育測定における相関係数の一般的な解釈の基準を参考に例示すれば、次のとおりである。

相関係数	解	釈
0.9~1.0	きわめて高い相関がある。	きわめて高い依存関係がある。
0.7~0.9	高い相関がある。	著しい関係がある。
0.4~0.7	かなり相関がある。	本質的關係がある。
0.2~0.4	低い相関がある。	関係はあるが小さい。
0.0~0.2	ほとんど相関がない。	無視できる相関。

大学入試の成績としては「学力検査」の合計得点を用いた。

能研テストの成績としては「学力テスト」、「適性能力テスト第Ⅰ部（適Ⅰ）」、「適性能力テスト第Ⅱ部（適Ⅱ）」の得点を用いた。「学力テスト」でみようとするものは、平素高等学校の学習で身

につけた学力(知識・理解・思考力等)の到達度である。「適Ⅰ」でみようとするのは、言語的推理能力といわれるもので、単にことばの意味を理解するだけでなく、ことばを使って論理的にものごとを考へる力をさすものである。「適Ⅱ」でみようとするものは、非言語的推理能力といわれるもので、数量を手がかりとする比較的簡単なことから、抽象的な条件を考へて課題を解くような高度な推理まで含んでいる。

B 大学合格者の能研テストの成績

第1表 学部別にみた大学合格者の能研テストの平均点

対 象		学 部 数	学 生 数	学 力 点	適 I 点	適 II 点	総 平 均 点
学 部	学 部 数						
医	11	186	60.7	61.2	60.9	60.9	
法	8	346	60.3	60.5	59.4	60.1	
工	16	1,486	60.1	60.5	61.8	60.6	
経	11	573	59.6	59.2	58.5	59.2	
理	9	295	59.3	60.8	61.3	60.2	
薬	6	116	59.0	58.9	59.4	59.1	
文	11	361	58.5	59.4	56.1	58.1	
農	9	258	55.6	56.5	57.1	56.2	
家 政	3	86	54.9	54.9	55.6	55.1	
学 芸(教)	19	1,378	53.6	54.0	53.6	53.7	
水 産	2	28	51.8	51.4	52.8	52.0	

- (注) (1) 点数は、能研テスト全受験者の平均が50点となる換算点である。  
 (2) 学力テストは、個人によって受験科目が異なるので、1科目当りの平均を用いた。  
 (3) 総平均は、[(学力×2)+適Ⅰ+適Ⅱ]÷4によって試算した。

2. 能研の学力テストの成績と大学合格率との関係

不合格についても調査を行なった大学について能研の「学力テスト」の得点と大学合格率との関

1. 学部別にみた大学合格者の能研テストの成績  
 昭和39年の大学入試の合格者が能研テストでどのような成績を取っているかを、学部系統別にみると第1表のとおりである。これによると概して適性能力の成績のよい学部は「学力テスト」の成績もよく、理工系の学部はわずかながら「適Ⅱ」の成績がよく、文科系の学部は「適Ⅰ」の成績がよい。試みに学力と適性能力と総合した成績(総平均)によってみると、医・工・理等の理工系の成績がよい。

係をみると第2表のとおりで、同じ得点でも大学によって合格率に多少の違いはあるが、いずれの場合も能研の「学力テスト」の得点が高くなると合格率も高くなっている。

第2表 能研の学力テストの得点階級別にみた大学合格率

得 点 階 級	A大学(学芸)		B大学(理)		C大学(工)		D大学(教)		E大学(文理)		F大学(経)		G大学(文理)	
	対象人員	合格率	対象人員	合格率	対象人員	合格率	対象人員	合格率	対象人員	合格率	対象人員	合格率	対象人員	合格率
66 ~ 70 点	—	—	13	9.2	3	67	—	—	—	—	—	—	—	—
61 ~ 65	10	90	54	77	44	59	23	87	5	100	56	70	7	71
56 ~ 60	54	72	28	36	140	46	100	64	54	37	67	46	53	45
51 ~ 55	133	56	8	0	92	14	178	34	129	17	29	3	85	19
46 ~ 50	92	21	5	0	53	2	116	27	115	4	4	0	57	9
41 ~ 45	42	2	—	—	13	0	41	17	37	3	—	—	7	0
36 ~ 40	11	0	—	—	—	—	7	0	13	8	—	—	2	0
31 ~ 35	3	0	—	—	—	—	4	0	2	0	—	—	—	—

C 能研テストの成績と大学入試の成績との関係  
— 不合格者をも含めた場合 —

8 大学（9 学部）については能研テストの成績と大学入試の成績との相関関係を、合格者とともに不合格者をも含めて調査したが、その結果を相関係数によって考察すると以下のとおりである。

1. 総括的にみた相関関係

能研テストの成績と大学入試の成績との相関関係を総括してみるため、「能研の学力テストと大学入試の学力検査」、「能研の適Ⅰと大学入試の学力検査」、「能研の適Ⅱと大学入試の学力検査」の関係について、各学部ごとに相関係数をもとめその分布をみると第3表のとおりである。

第3表 相関係数別にみた学部の分布

能研テストの成績→	学 力 平均点	適 Ⅰ	適 Ⅱ
大学入試の成績→	学 力 合計点	学 力 合計点	学 力 合計点
	学部	学部	学部
高い相関がある(0.7~0.9)	3	—	—
かなり相関がある(0.4~0.7)	6	4	—
低い相関がある(0.2~0.4)	—	3	8
ほとんど相関がない(0.0~0.2)	—	2	1
相関係数の中央値	0.68	0.39	0.24
対 象 学 生 数	2,209人	1,912人	1,912人

(注) 能研テストの「学力平均点」は、1科目当りの平均点を用い、大学入試の「学力合計点」には学力検査の合計点を用いた。

(1) この表によると、能研の「学力テスト」と大学入試の「学力検査」との間の相関係数は、すべての学部が「高い相関がある」かあるいは、「かなり相関がある」ところに属している。このことは、能研の「学力テスト」と大学入試の「学力検査」との間に共通的な要素が多くあり、能研の「学力テスト」が大学入学者選抜の

資料としてもかなり参考となる面のあることを物語っている。

(2) 能研の「適Ⅰ」、「適Ⅱ」と大学入試の「学力検査」との間の相関係数は、大学学部によって違いはあるが、「学力テスト」の場合に比べると低く、能研の「適性能力テスト」と大学入試の「学力検査」との間には、それほど高い相関はみられない。

学力と適性能力との関係についてさらに詳しく考察するため、能研テスト自体における「学力テスト」の成績と「適Ⅰ」、「適Ⅱ」の成績との相関をみると（第3表の9学部について）、「学力平均点」と「適Ⅰ」とでは0.36（中央値）、「適Ⅱ」とでは0.34となっている。また、能研テスト受験者3,000人について学力と適性能力との関係を教科別にみると、第4表のとおりであり、数学、英語が比較的高く、他の教科は比較的低いという傾向はあるが、適性能力と学力とは必ずしも高い相関があるとはいえない。この点については、なお検討の必要はあるが、一般に「学力テスト」や大学入試の「学力検査」において、適性能力をじゅうぶん反映されないことを示しているといえよう。

第4表 能研テストにおける適性能力と学力との相関係数

	国 語	日本史	数学Ⅰ	化 学	英 語
適Ⅰとの相関	0.56	0.48	0.59	0.51	0.58
適Ⅱとの相関	0.45	0.42	0.66	0.52	0.55

2. 教科別にみた相関関係

能研テストの学力と大学入試との関係を教科、科目別に考察するため、各大学を単位として該当する各教科、科目間の相関係数をもとめ、その分布を示すと第5表のとおりである。

第5表 教科、科目別にみた相関係数別の大学分布

	国 語	社 会	日本史	世界史	人文 地理	数学Ⅰ	数学Ⅱ	数学Ⅲ	物 理	化 学	生 物	英 語
	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校
高い相関がある (0.7~0.9)	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
かなり相関がある (0.4~0.7)	4	2	7	9	5	5	4	1	6	6	3	8
低い相関がある (0.2~0.4)	5	1	—	—	2	2	2	1	1	3	4	—
ほとんど相関がない(0.0~0.2)	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
相 関 係 数 の 中 央 値	0.37	0.53	0.62	0.61	0.52	0.45	0.47	0.36	0.48	0.50	0.38	0.63
対 象 学 生 数	2,543	121	1,020	689	437	2,125	1,148	437	468	1,000	832	2,688

能研テストと大学入試との相関は、教科によって異なり、社会科学関係の科目および英語の相関関係は比較的高く、国語、数学、生物等のそれは低い。

これらの各教科の相関係数を考察する参考として、同一大学の入試を連続受験したものの2年度間の相関係数(中央値)の一例を示すと、国語0.42, 社会科学関係0.56, 数学0.45, 理科関係0.56, 英語0.70(国立教育研究所調査)となっている。この数字は上掲第5表の相関係数とほぼ同じであり、同一大学の「学力検査」における2年度間の相関関係と、能研の「学力テスト」と大学入試の「学力検査」との相関関係とが同程度であることを示している。

これらの教科、科目別の相関係数を個々の大学学部についてみると同一大学の同一学部においても、教科、科目によって相関係数にかなりの差異があり、大学入試問題の出題傾向が同一学部においても教科、科目によって必ずしも一様でないことがわかる。

#### D 能研テストの成績と大学入試の成績との関係 — 合格者のみの場合 —

前項までは合格者以外に不合格者をも含めて調査した大学について調査した結果を示したが、これら以外の34大学については合格者のみについて能研テストと大学入試との関係の調査を行なった大学の各学部を単位として能研テストの成績と大学入試の「学力検査」の成績との相関係数をもとめ、その分布を比率でみると第6表のとおりである。

能研の「学力テスト」と大学入試の「学力検査」との相関が比較的高く、能研の適性能力と大学入試との相関が比較的低いことは、不合格者をも含

めてみた場合(第3表)と同様の傾向である。しかし、この表の相関係数の分布が第3表の場合に比して全般に低い方へ偏っているのは、合格者のみについてみた相関係数は不合格者をも含めて全員を対象とした場合よりも低く算定されること、(たとえば第3表の能研の学力平均点と大学入試の学力合計点との相関係数0.68を合格者のみについて算定すれば0.47となる)によるものである。したがって、不合格者をも含めた場合を想定すれば、第6表の相関係数の分布はもっと高まり、能研の「学力テスト」と大学入試の「学力検査」とはかなり高い相関があるといえよう。

第6表 相関係数別の学部の分布

能研テストの成績→	学 力 平均点	適 I	適 II
大学入試の成績→	学 力 合計点	学 力 合計点	学 力 合計点
	%	%	%
高い相関がある(0.7~0.9)	2	—	—
かなり相関がある(0.4~0.7)	49	10	8
低い相関がある(0.2~0.4)	37	31	29
ほとんど相関がない(-0.2~0.2)	12	59	63
相 関 係 数 の 中 央 値	0.41	0.18	0.13
対 象 学 部 数	51学部	49学部	49学部
学 生 数	3,061人	2,845人	2,849人

- (注) (1) 29大学(51学部)の資料を用いた。  
 (2) 対象人員が20人未満の学部は除外した。  
 (3) 適Iと学力合計点との相関で、-0.25が一つあるが、便宜上-0.2~0.2のところを含めた。

また、第7表でみるように、相関係数を教科、科目別にみると、大学によって、教科、科目によって違いのあることは第5表の場合と同様であるが、不合格者をも含めて考えれば、この相関係数が全般にもつと高まることはいうまでもない。

第7表 教科・科目別にみた相関係数別の大学分布

	国 語	社 会	日 本 史	世 界 史	人 文 地 理	数 学 I	数 学 II	数 学 III	物 理	化 学	生 物	英 語
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
高い相関がある(0.7~0.9)	—	3	7	—	11	3	—	—	—	—	—	12
かなり相関がある(0.4~0.7)	36	—	70	82	44	45	27	33	26	50	36	65
低い相関がある(0.2~0.4)	49	66	20	18	40	41	64	33	48	33	55	23
ほとんど相関がない(0.0~0.2)	15	—	3	—	5	10	9	33	26	17	9	—
相 関 係 数 の 中 央 値	0.34	0.24	0.55	0.51	0.41	0.39	0.30	0.25	0.33	0.37	0.34	0.54
対 象 の 大 学 数(校)	33	3	30	22	18	29	11	3	15	24	22	34
学 生 数(人)	5,992	72	2,462	1,516	923	3,420	896	292	1,197	2,194	1,324	5,906



# D そ の 他

## 1. 学長、役員等の異動について

第33回総会（11月26日、27日開催）以降学長、役員等の交替は次のとおりである。

### (1) 学長交替

大学名	旧	新
茨城大学	都崎雅之助	二方 義
お茶の水女子大学	久米 又三	藤田 健治
大阪学芸大学	北川久五郎	北山 康夫
奈良女子大学	落合 太郎	五嶋 孝吉
横浜国立大学	黒沢 清	事務取扱 中村 康治
京都学芸大学	野尻 重雄	武居 三吉

### (2) 役員の変替

役職名	旧	新
理事（茨城大学長）	都崎雅之助	二方 義
第3常置委員長	都崎茨城大学長	井上東京農工大学長
第6常置委員長	黒沢横浜国立大学長	増田一橋大学長

## 2. 大学、卒業予定者のための推薦選考開始時期等について

国大協庶第 149 号  
昭和40年 2月18日

各国立大学長 殿

国立大学協会

会長 大河内 一 男

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について

標記の件に関し、昭和40年2月17日付文大生第145号をもって別紙のとおり文部省大学学術局長から各大学長宛通知の趣であります。本協会においては、上記の通知にある国公立大学の各協会連盟の申し合わせのうち、

1の「就職事務」については、昨年申し合わせにあった「求人申込みの発表、求人側による就職説明会の開催等」の字句が除かれています。これは例示することにより無用の疑義を生ずるお

それがあることでありまして、その内容は昨年と何等かわりがないこと。および、

2の「10月1日以降実施を目途として云々」については昨年と同じく当協会としては、10月1日以降実施を厳守することと解釈することを改めて確認した次第であります。右の申し合わせは、去る1月29日開催の理事会ならびに2月3日開催の第3常置委員会において本件に関して協議し、その趣旨に基づいて行なわれたものであります。

なお、近年求人側の事前選考が、きわめて早い時期に大学側の了解なしに行なわれる傾向が年々強くなり、また学生も、早い時期から求人側を訪問して歩くようになっておりますが、このような状態を放置することは、大学教育および学生指導上由々しき問題であり、憂慮に耐えないところであります。

このような弊害を少しでも除去するためには、各国立大学が従来同様10月1日以降推薦開始の線を厳守するばかりでなく、とくに求人側および学生に対し、事前選考が無秩序にかつ早期に行なわれることを防止するための万全の処置をとられることがこの際必要かと考えます。

各国立大学におかれては、以上の経過と趣旨をとくにご了承の上これに協力せられるよう要望いたします。なお、この問題に関連して、国立大学中事務系の学部について上記申し合わせの2要点の精神を厳守することを申し合わせた諸学部のありましたことを申添えます。

「写」

文大生第145号  
昭和40年2月17日

各国公立大学長 殿

文部省大学学術局長

杉 江 清

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について（通知）

このことについては、例年各大学協会連盟においてそれぞれの会員校の賛同を得て申し合わせを

行なっており、貴学におかれても、その実行に努力されていることと存じます。

さて、昭和40年度についても、各大学がより一層の実行を期するため、例年どおり申し合わせが行なわれました。

つきましては、貴学におかれてもこの趣旨について、学内教職員、学生に周知徹底をはかるとともに、求人側に対しても積極的に協力をはたらきかけ、この申し合わせの実現について御じん力願います。

なお、文部省からも、この趣旨の徹底をはかるため、別紙写のような依頼書を全国主要事業主あて送付しております。

「写」

昭和40年2月17日

各事業主 殿

文部省大学学術局長

杉 江 清

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について（依頼）

大学および短期大学卒業者の就職につきましては、毎年格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、すでに御承知のとおり、大学卒業予定者に対する求人側の採用選考時期は、年をおって早期化の現象を示しております。

このことは、大学教育において最も重要な時期にある最終学年の学生の修学上、少なからぬ影響を及ぼし、ひいては、大学教育の混乱をまねき、また、各事業体の期待される人材確保の意図にも反する結果となります。

大学側においては、これらの学生におちついて勉学に専念できる期間を確保し、じゅうぶんな教育効果をあげた上で、責任をもつて社会に送り出したいと強く念願しておりますが、このたび、つぎのような申し合わせを行ない、この線に沿って、事態の改善をはかるため、より一層の努力をかたむけることになりました。

つきましては、貴社におかれましても、この趣旨をじゅうぶん御理解のうえ、格別の御協力を賜りますよう、特にお願いたします。

なお、採用選考にあたりましては、職業選択の機会均等の本旨に則り、昼間部、夜間部の差別等本人の資質・能力に関係のない形式的理由による不利益な取扱いをすることなく、公平に行なわれますよう、あわせてお願いいたします。

申し合わせの内容

国・公・私立大学および短期大学の各協会、連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和40年度以降の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに求人側に対し、このことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、事務系については7月1日より前、技術系については6月1日より前には一切行なわないこと。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和40年2月10日

国立大学協会会長

大河内 一 男

公立大学協会会長

渡 瀬 譲

日本私立大学連盟会長

高 村 象 平

日本私立大学協会会長

稗 方 弘 毅

私立大学懇話会会長

安 倍 能 成

国立短期大学協議会会長

松 平 正 寿

全国公立短期大学協会会長

田 中 静 雄

日本私立短期大学協会会長

松 本 生 太

(注) なお、本件については、3月8日付全国事業主団体へ協力方を依頼した。

### 3. 第66回電波監理審議会聴聞について

郵政省電波監理審議会から郵政省令改正に関して、第66回電波監理審議会聴聞開催について、当協会を利害関係人として出席方依頼して来たので電気通信大学長に依頼し、代理人の派遣を願ったところ次のとおり報告があった。

#### 記

#### 1. 出席者

電気通信大学短期大学部教授 市川武夫

電気通信大学電波通信学科講師 吉田春雄

#### 2. 事案

無線従事者国家試験及び免許規則の一部を改正する省令案（昭和39年11月25日官報掲載）

#### 3. 利害および意見の要旨

今回の省令改正案は、大体において妥当適切であると考えられる。ただし、次の条項について意見を申述べたい。

#### (1) 第4条

六 イ (2)(一)(二)(三)(四)(五) 及び

ロ (2)(3)(4) の各々に「……の詳細」を加えられたい。

#### 理由

第1級および第2級無線技術士の試験科目の表現は一般常識を除いて全く同一であり、その内容の明確さを欠いている。

試験内容に差異あるものとすれば同一の表現は不適當であり、試験程度の基準を把握し難い。

#### 郵政省の答

第4条の表現については苦慮したのであるが、結局電気事業主任技術者国家試験等の表現においても同一の表現法であるので、このとおりでよいと思う。

試験の程度については、無線従事者操作範囲令（政令）によるものと了解されたい。

#### (2) 第9条

英語試験の免除期間は10年以内と規定されたい。

#### 理由

予備試験より本試験の科目に編入し現行の免除期間10年を2年に短縮することは、2年間の経過によって教育施設卒業者の英語の学力が著しく低下するものとは考えられない。

従って従前通りの期間の免除を希望するものである。

#### 郵政省の答

英語が本試験に編入されたため免除期間が2年になったのは、他の科目の免除期間とのバランスをとったのであって、これだけ特別扱いにすることはできない。既得者は10年である。又実際には予備試験を合格してから2年以上も本試験に合格できずにいる者は極く少数である。又試験そのものは難解のものでないから弊害はないと思う。

#### (3) 第25条第1項

（関連第22条第1項）

第22条第1項8，9，11号の変更届出は現行通り1ヶ年ごととせられたい。

#### 理由

学生現在員、教職員の異動、教育用実習実験設備の変更に際し、届出期間を一定一括することによって事務の簡素化を図ることができると思われる。

#### 郵政省の答

第25条第1項の改正は従来第22条第1項第1号から第12号までの変更に関する届出が殆んど励行されていないので、却って変更のあった都度届出の方がよいのではないかと、又郵政省が考えていることは、小さい事柄まで要求しているのではなく、大きな変更があった場合を意味している。

以上各項について了解した。

### 4. 罹災大学に対する災害見舞について

昭和40年1月5日千葉大学工学部、同1月13日横浜国立大学学芸学部、同2月16日茨城大学学寮および同2月26日弘前大学学寮の火災につき、会長から夫々の大学長に対し見舞電報を出した。

## 5. 会報(年4回)発行予定表

2月 }  
3月 } 6月発行 (4月目)  
4月 }  
5月 }

6月 } 8月発行 (2月目)  
7月 }

8月 }  
9月 } 11月発行 (3月目)  
10月 }

11月 }  
12月 } 2月発行 (3月目)  
1月 }

## 6. 各大学に対する会報配付部数調

(昭 39. 11. 26)

区 分	学 長	事務局	学生部	図書館	学 部	教養部	附 置 研究所	病 院	学部附属研究 施設(附属学 校を含む)	計
従来配付部数	(72) 1部 72部	(72) 1部 72部	0	0	(254) 1部 254部	0	0	0	0	398部
今回配付部数	(72) 1部 72部	(72) 3部 216部	(72) 2部 144部	(72) 1部 72部	(254) 3部 762部	(12) 2部 24部	(66) 2部 132部	(23) 2部 46部	(166) 1部 166部	1,634部
差 引 増	0	144部	144部	72部	508部	24部	132部	46部	166部	1,236部

(備考) 1. ( ) 内数字は配付先の数を示す。

2. 合回増刷率  $\frac{1,634 \text{ (部)}}{398 \text{ (部)}} = 4.1 \text{ 倍}$

## 7. 寄贈図書

第11回学生健康保険組合実態報告書

山 梨 大 学

大学, 高校卒業予定者採用試験実施

結果調査報告(昭和39年3月)

日本経営者団体連盟

科学者と人生

藤 岡 由 夫

全国大学一覧

文 部 省

大学一覧(九州大, 山梨大, 東京芸大, 千葉

大, 東京大英文カタログ)

大学職員録(長崎大, 神戸商船大, 大阪大)

学生健康保険組合の報告(昭和38年度)

広島大学学生健康保険組合

第66回—第69回電波管理審議会聴問

意見書及び調書 郵 政 省

## 8. 事務所住居表示の変更

住居表示に関する法律により, 4月1日から当協会事務所は下記のように住居表示が変更される。

記

(旧) 東京都文京区本富士町一番地

(新) 東京都文京区本郷七丁目三番一号